

第三期白石市
子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度

令和7年3月
白石市

はじめに



我が国では依然として少子化が進行しており、令和5年には全国の合計特殊出生率が1.20となり、1947年に統計を取り始めて以降最も低くなりました。少子化は将来的な生産年齢人口の減少につながり、社会や経済に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、危機感を持って取り組んでいかなければならない重要な課題の一つといえます。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、子どもの貧困など、子どもや若者、子育て世帯を取り巻く環境が著しく変化しており、子どもや若者の成長に応じた切れ目のない支援が求められています。

こうした状況の中、国においてはこども大綱に基づいた「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組の推進や、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の改正等、子どもや若者、子育て世帯への多様な支援の充実を図っています。

本市においては、令和2年3月に「第二期白石市子ども・子育て支援事業計画（第二期計画）」を策定し、子育て支援の充実や子どもの貧困対策等に取り組んでまいりました。子どもの屋内遊び場「こじゅうろうキッズランド」は、オープンから多くの皆様にご利用いただき、令和5年度に過去最高の利用者数を記録することができました。また、令和6年4月より母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことを目的に「こども家庭センター」を設置しました。

このたび第二期計画の計画期間終了に伴い策定した「第三期白石市子ども・子育て支援事業計画」では、「白石市次世代育成支援行動計画」から掲げている「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」の基本理念を継承しつつ、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により新たに開始された事業並びに次世代育成支援及び貧困対策への取組を計画に盛り込んでいます。

新たな計画においても、子どもと保護者、地域のそれぞれがお互いを支え合い、ともに成長していくことで新しい価値を創造し、次代を担う子どもたちが未来に向かって希望を持ちながら安心して住み続けられるまちを目指して、様々な取組を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「白石市子ども・子育て会議」の委員の皆様や、ニーズ調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

白石市長 山田 裕一

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制.....	6
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	7
1. 人口等の状況.....	9
2. 子育て・教育環境等の状況.....	18
3. アンケート調査結果の抜粋.....	22
4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の振り返り.....	25
5. 新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画の振り返り.....	29
6. 次世代育成支援の振り返り.....	31
7. 子どもの貧困対策の振り返り.....	46
8. 白石市の子ども・子育て支援の課題.....	48
第3章 計画の基本的な考え方.....	51
1. 基本理念	53
2. 基本的な視点.....	53
3. 施策体系	54
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	55
1. 児童人口の推計.....	57
2. 教育・保育提供区域の設定.....	57
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	58
4. 教育・保育の一体的提供と推進体制.....	62
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	64
第5章 次世代育成支援の展開.....	81
1. 地域における子育て支援の充実.....	83
2. 子どもと保護者の健康の確保・増進.....	89
3. 教育環境の整備.....	92
4. すべての子どもと家庭の安全・安心の確保.....	97
第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	101
1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たって.....	103
2. こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組.....	103

第7章 計画の推進体制.....	109
1. 計画の推進体制.....	111
2. 計画の進捗管理.....	112
資料編.....	113
1. 白石市子ども・子育て会議設置条例.....	115
2. 白石市子ども・子育て会議委員名簿.....	117
3. 計画策定の経過.....	118

※「子ども」と「こども」、「子供」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文などの関連する文章、団体名などの固有名詞等は、元の表記を使用しています。

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」などの単語や団体名などの固有名詞等は、元の表記を使用しています。

※「保育所」と「保育園」の表記については、「保育所」は、法律上の正式名称ですが、本市では、市が設置している保育所の名称を「〇〇保育園」としていることから、制度上や一般的な表現に用いる場合には「保育所」を、個別の施設を表現する場合には「保育園」と表記しています。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労などの子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

白石市では、「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として掲げ、保育必要度に応じた幼稚園、保育園等の利用希望の見込みや確保方策、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を反映させた「第二期白石市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

今回、第二期計画の計画期間が終了することから、引き続き、次の世代の担い手である子どもの健やかな成長と、安心して子育てができる環境づくりに向けて、地域ぐるみで愛情を持って見守り、支え合うことが重要であり、また子育てと子育て支援を通じて、子ども本人のみならず、保護者や地域で子育てを支える人たちが、ともに成長しあえるまちを目指し、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組などについて示す計画として「第三期白石市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」としての内容も含みます。

なお、本計画はこども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

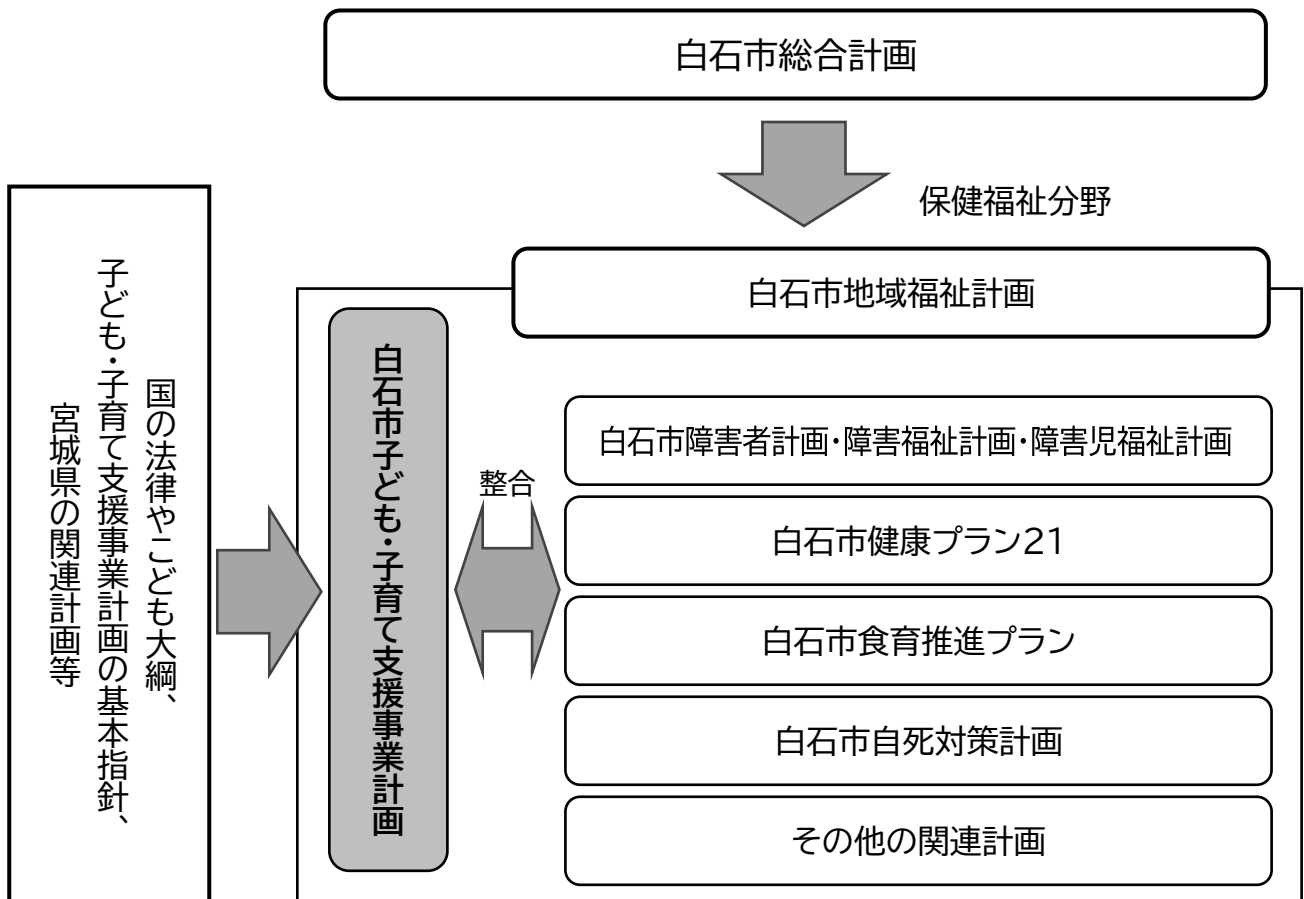
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（都道府県計画等）

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



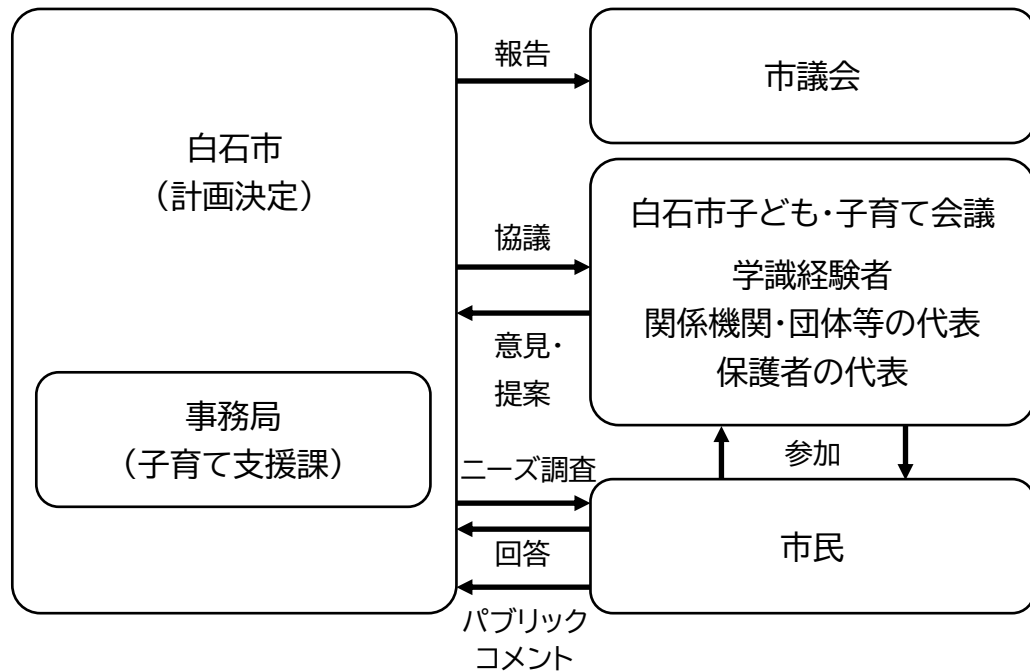
3. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第二期計画	第三期白石市子ども・子育て支援事業計画					次期計画
			見直し			

4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子育て中の保護者のニーズを把握するために市内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、市民や事業者、関係機関・団体等の代表により構成する「白石市子ども・子育て会議」において計画内容などについての意見交換や協議を行うとともに、市民の意見を広く取り入れるために計画案に対するパブリックコメントの実施などを行いました。



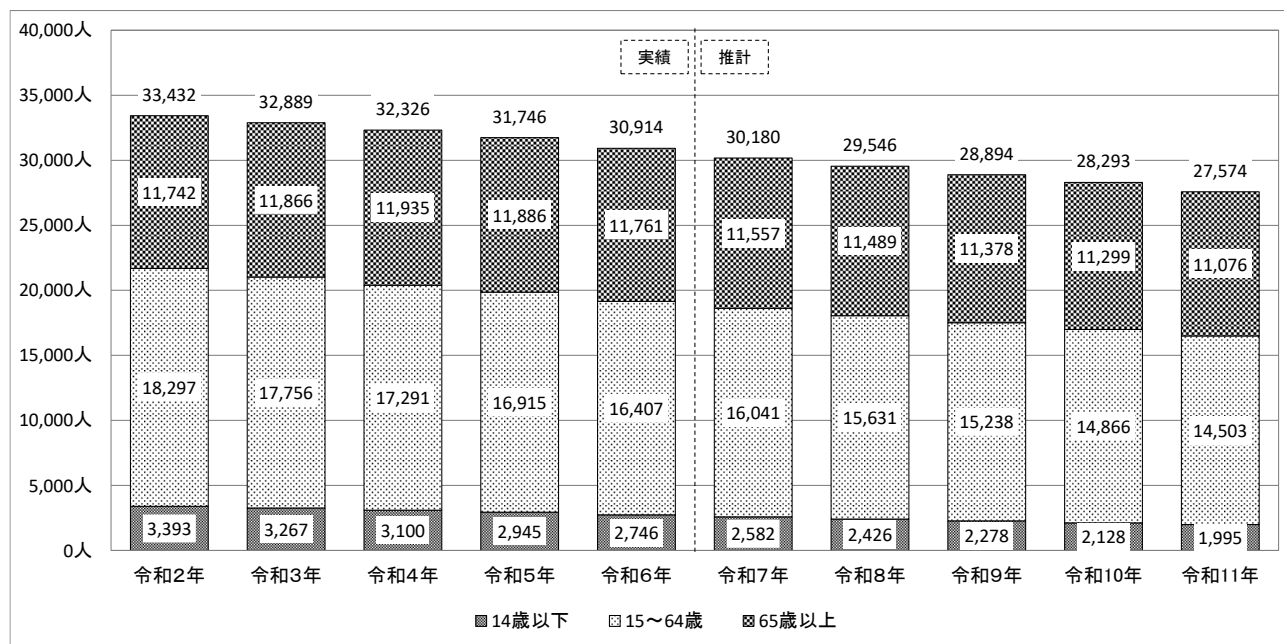
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の状況

1-1. 人口の推移

総人口の推移をみると減少傾向が続いており、今後も減少し続けていくことが見込まれ、令和6年は総人口が30,914人、令和11年には27,574人になると予想されています。年齢3区分別の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少し続けており、「65歳以上」も令和4年をピークとして減少に転じています。

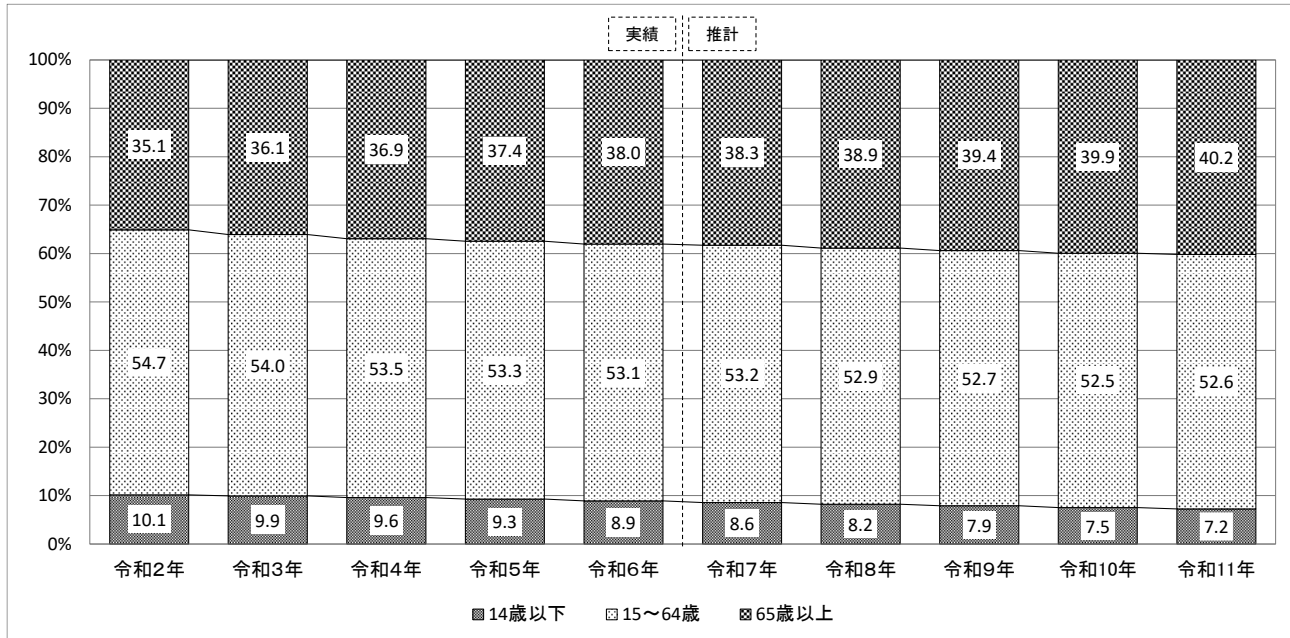
■ 年齢3区分別の人口の推移



※令和6年までは住民基本台帳(各年3月31日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

人口構成割合の推移をみると、「14 歳以下」は減少傾向で推移しており、「15～64 歳」は増減しつつ緩やかな減少傾向となっています。一方、「65 歳以上」は増加傾向で推移しており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

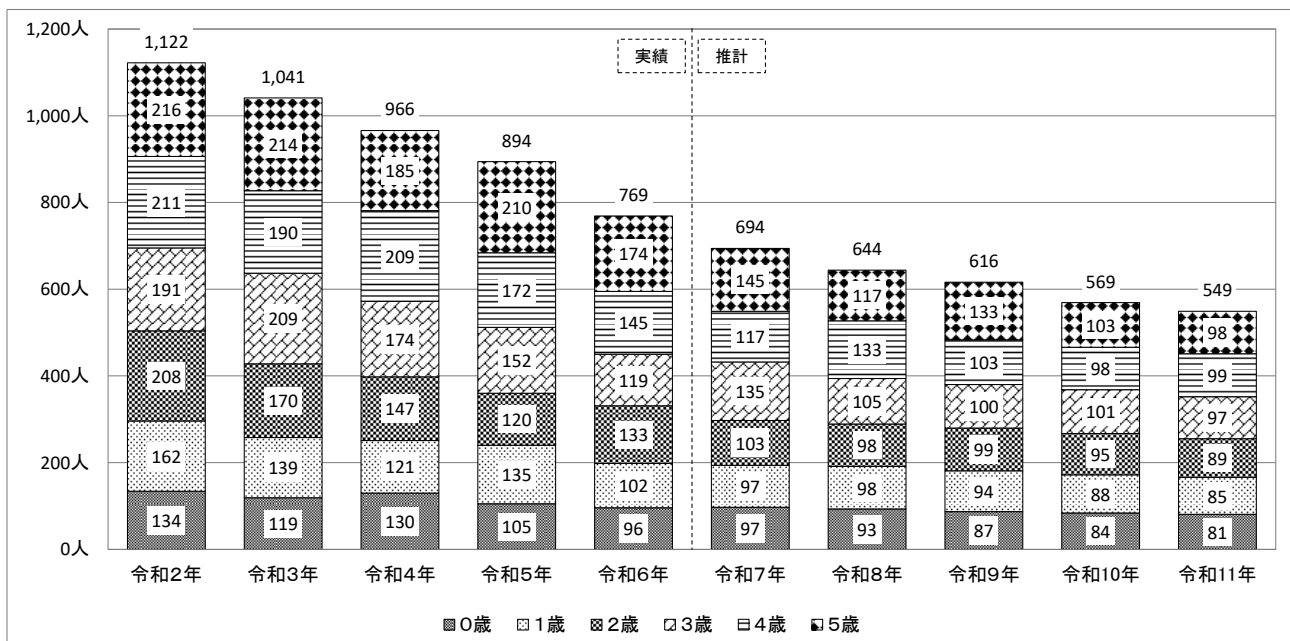
■ 年齢 3 区分別の人口構成割合の推移



※令和6年までは住民基本台帳(各年3月31日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

0～5歳の人口の推移をみると、近年は大幅な減少が続いており、今後も減少傾向で推移していくと見込まれています。

■ 0～5歳の人口の推移

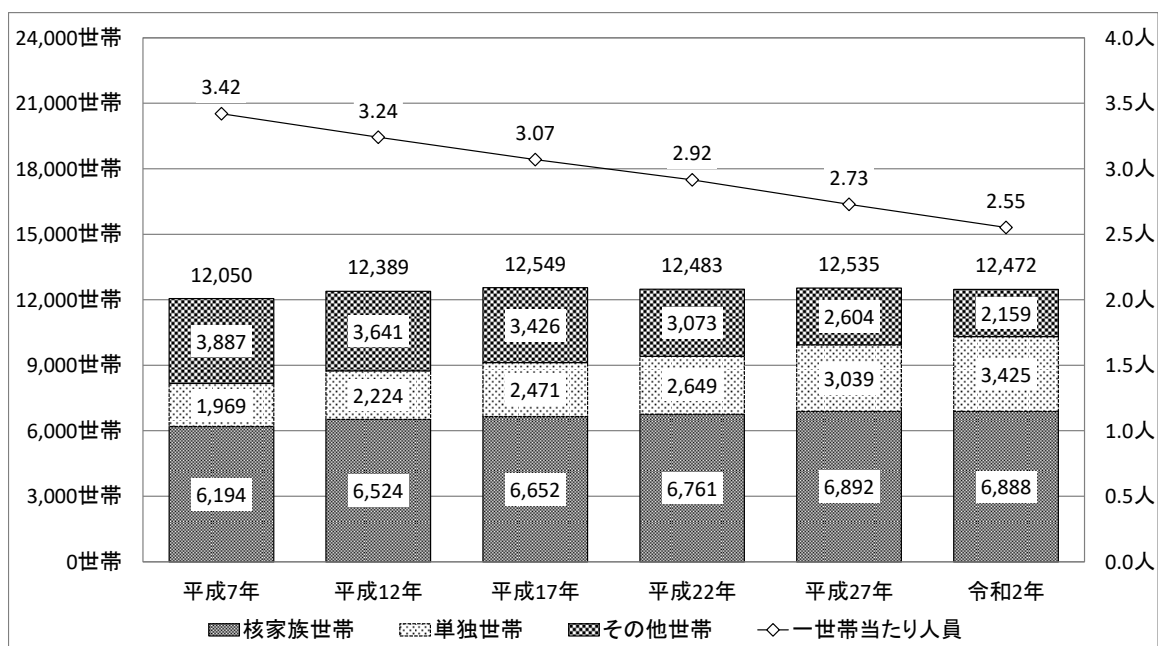


※令和6年までは住民基本台帳(各年3月31日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

1-2. 一般世帯数等の推移

一般世帯の推移をみると、総世帯数は平成17年までは増加傾向で推移していましたが、それ以降は増減しつつおおむね横ばいでの推移となっており、令和2年は12,472世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、令和2年は2.55人となっています。世帯構成の推移をみると、「核家族世帯」は平成27年までは増加しており、令和2年にかけてはほぼ横ばいで推移しています。また、「単独世帯」は増加傾向で推移しています。一方、「その他世帯」は減少傾向で推移しています。

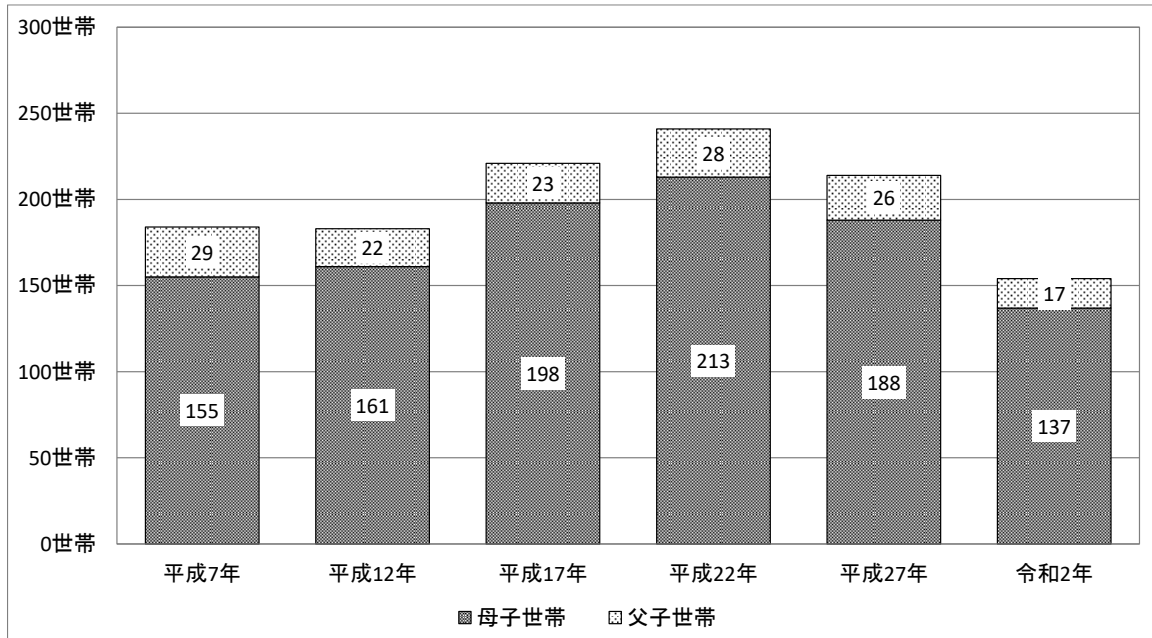
■一般世帯と世帯構成の推移



※国勢調査より

母子・父子世帯の推移をみると、「母子世帯」は平成 22 年をピークに減少しており、令和 2 年は 137 世帯となっています。「父子世帯」は増減しつつ推移しており、令和 2 年は 17 世帯となっています。

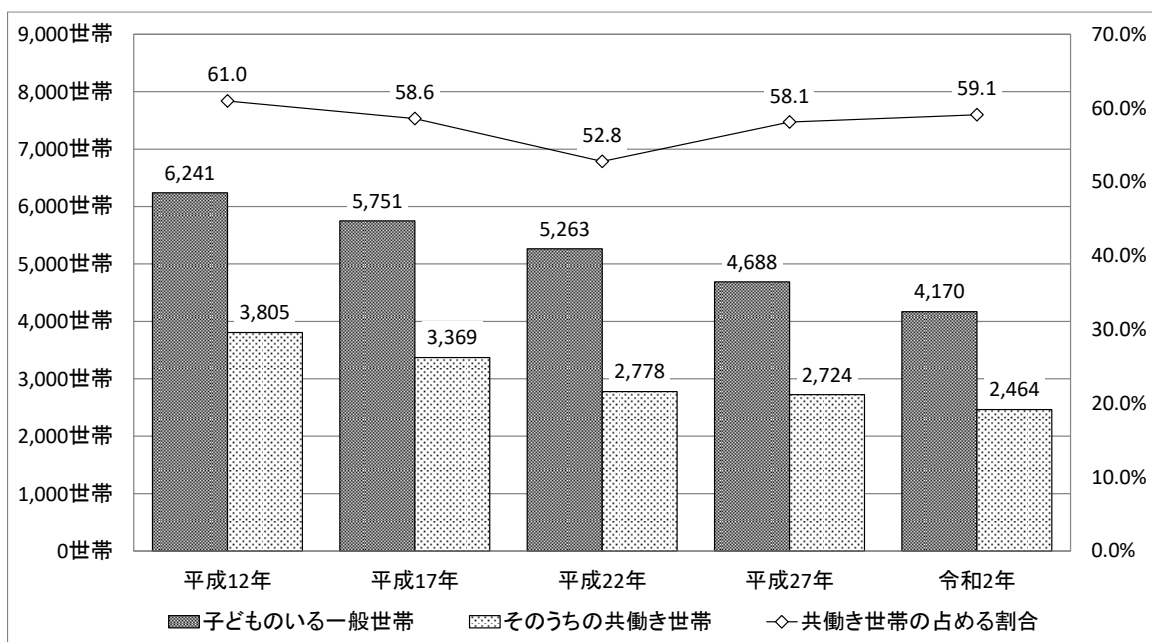
■母子・父子世帯の推移



※国勢調査より

子どものいる一般世帯等の推移をみると、「子どものいる一般世帯」は年々減少し続けており、令和 2 年は 4,170 世帯となっています。また、「そのうちの共働き世帯」も減少し続けていますが、「子どものいる一般世帯」に比べて減少幅がやや小さいため、「共働き世帯の占める割合」は平成 22 年に減少しましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

■子どものいる一般世帯と共働き世帯の推移

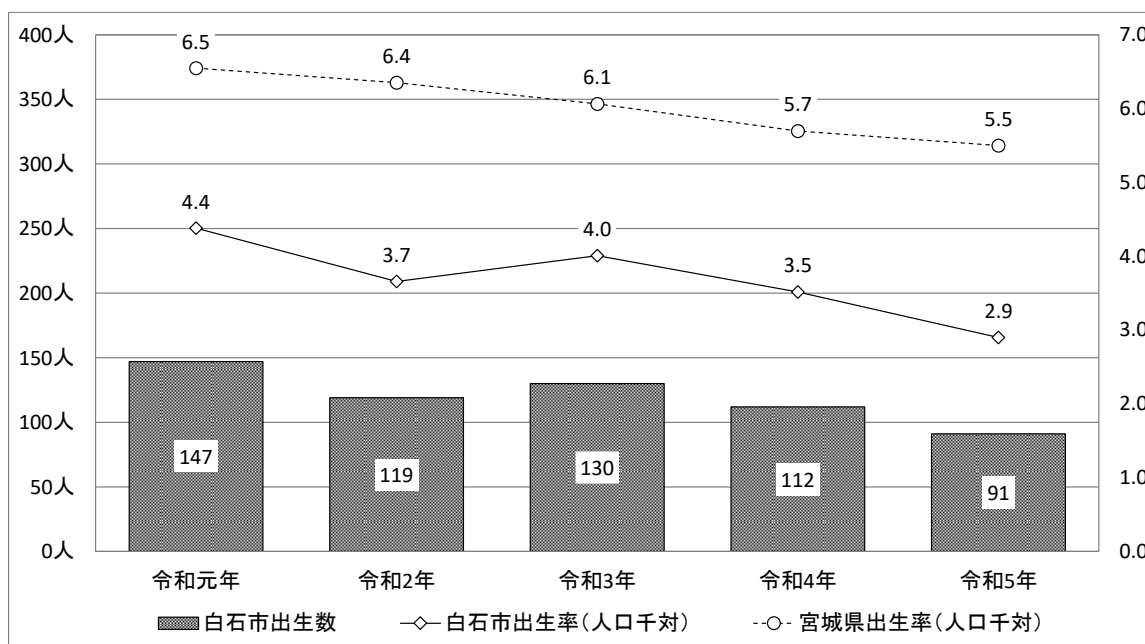


※国勢調査より

1-3. 出生数等の推移

出生数の推移をみると、「白石市出生数」は増減しつつも減少傾向で推移しており、令和5年は91人となっています。また、「白石市出生率（人口千対）」も同様の傾向で推移しており、「宮城県出生率（人口千対）」を下回る水準となっています。

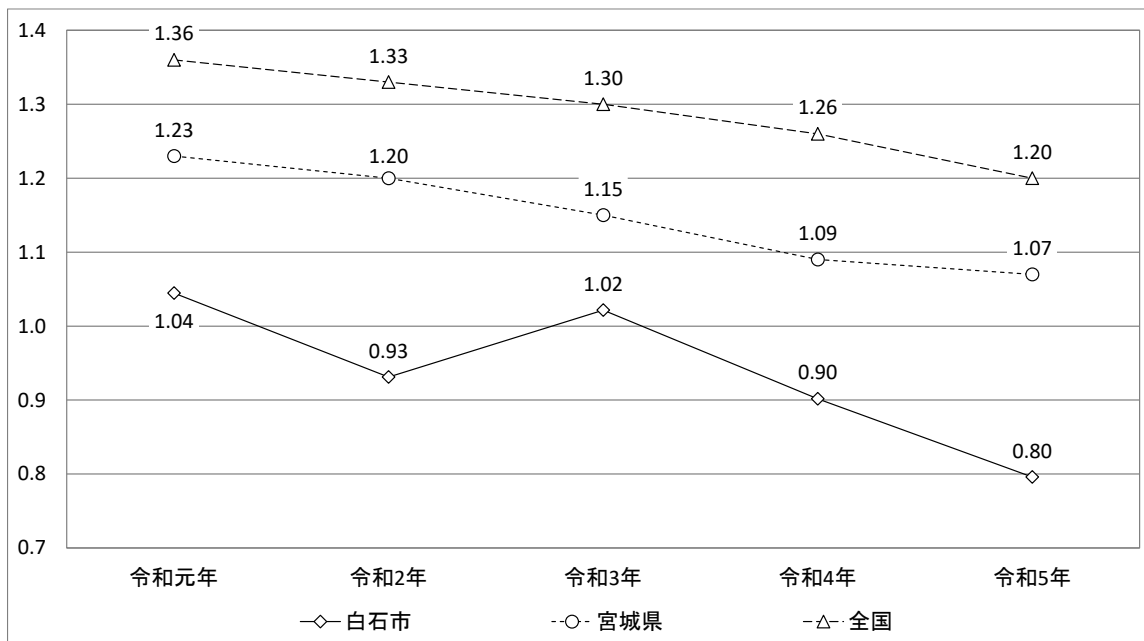
■ 出生数の推移



※厚生労働省 人口動態統計より

合計特殊出生率の推移をみると、「白石市」は「全国」や「宮城県」よりも低い水準で推移しており、令和5年は0.80となっています。

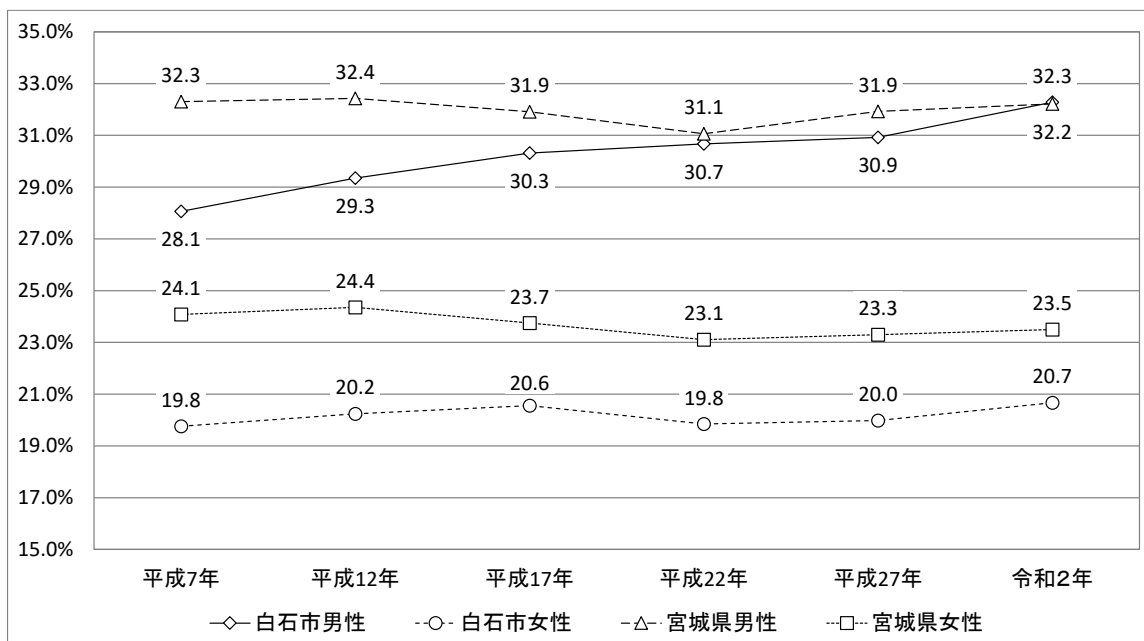
■合計特殊出生率の推移



※厚生労働省 人口動態統計及び保健福祉部子育て支援課資料より

未婚率の推移をみると、「白石市男性」はやや増加傾向で推移しており、令和2年は「宮城県男性」とほぼ同じ32.3%となっています。一方、「白石市女性」はおおむね横ばいでの推移となっており、令和2年は20.7%と「宮城県女性」よりも低くなっています。

■未婚率の推移

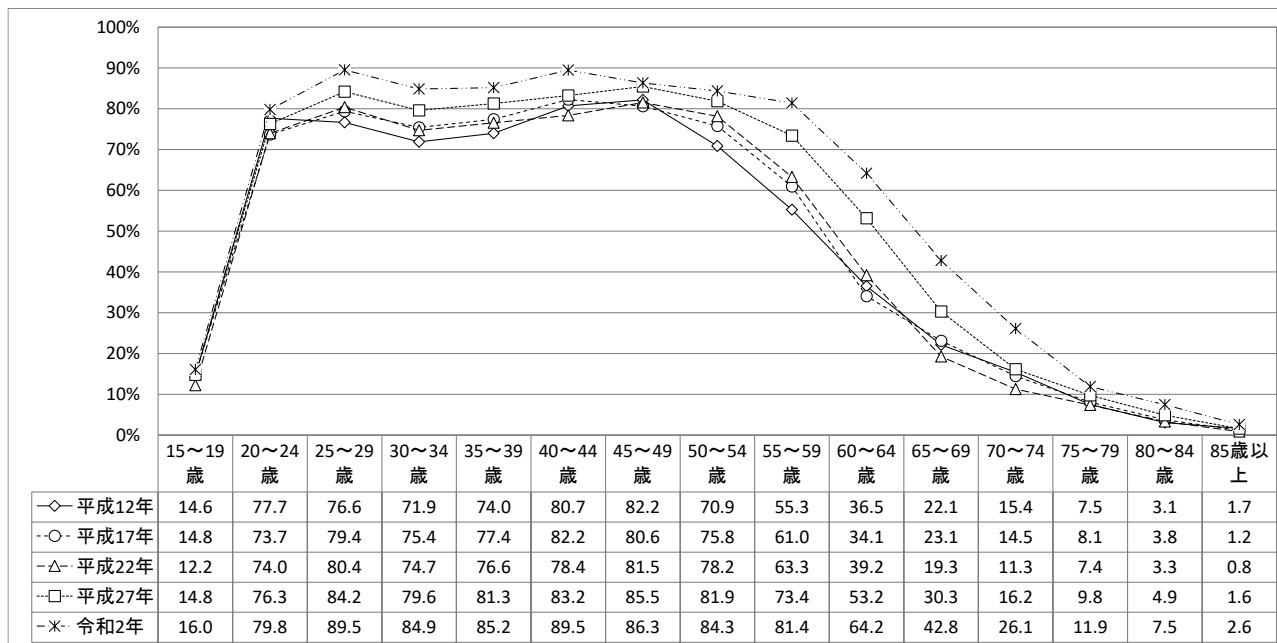


※国勢調査より

1-4. 女性の労働力率の状況

女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年に比べて令和2年は全体的に労働力率が上昇しており、「20～24歳」から「55～59歳」までが80%前後となっています。

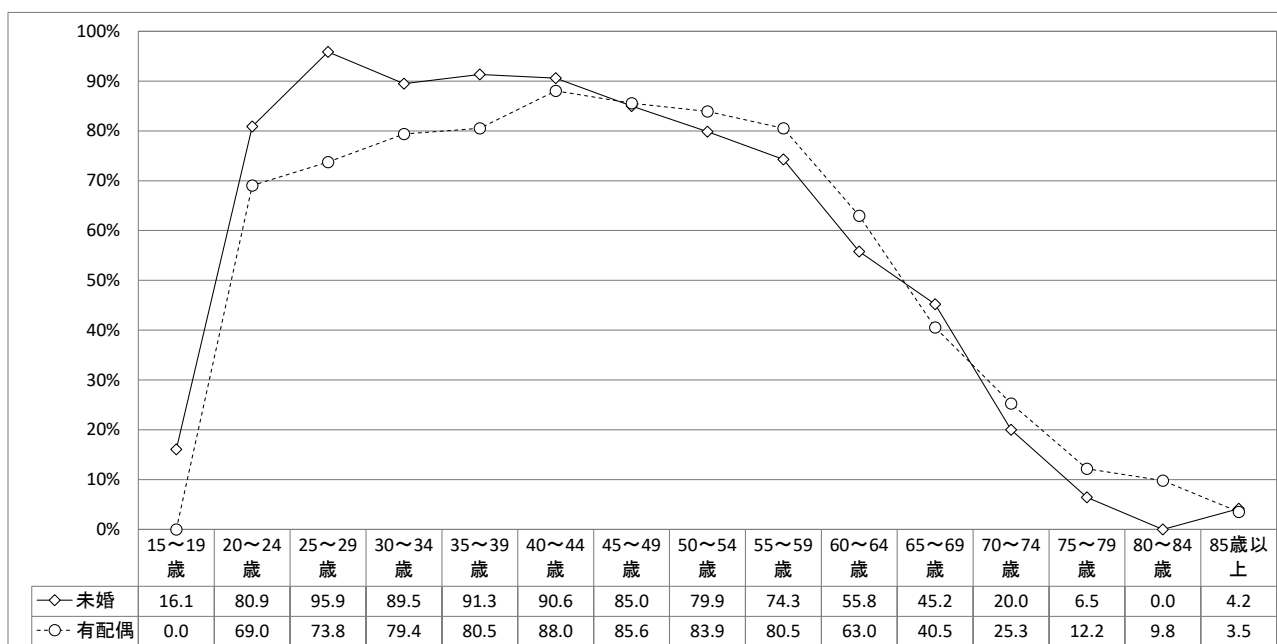
■女性の5歳階級別労働力率の推移



※国勢調査より

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「40～44歳」までは“未婚”の方が高くなっており、「50～54歳」からは“有配偶”がやや高くなっています。

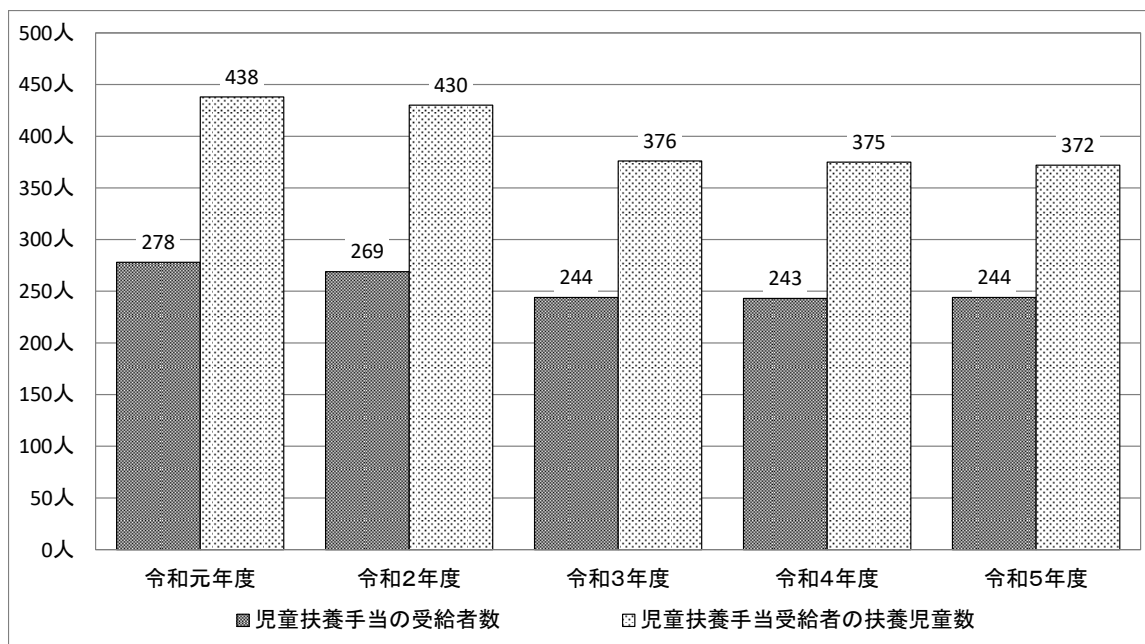
■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）



※国勢調査より

1-5. 児童扶養手当の受給者数等の推移

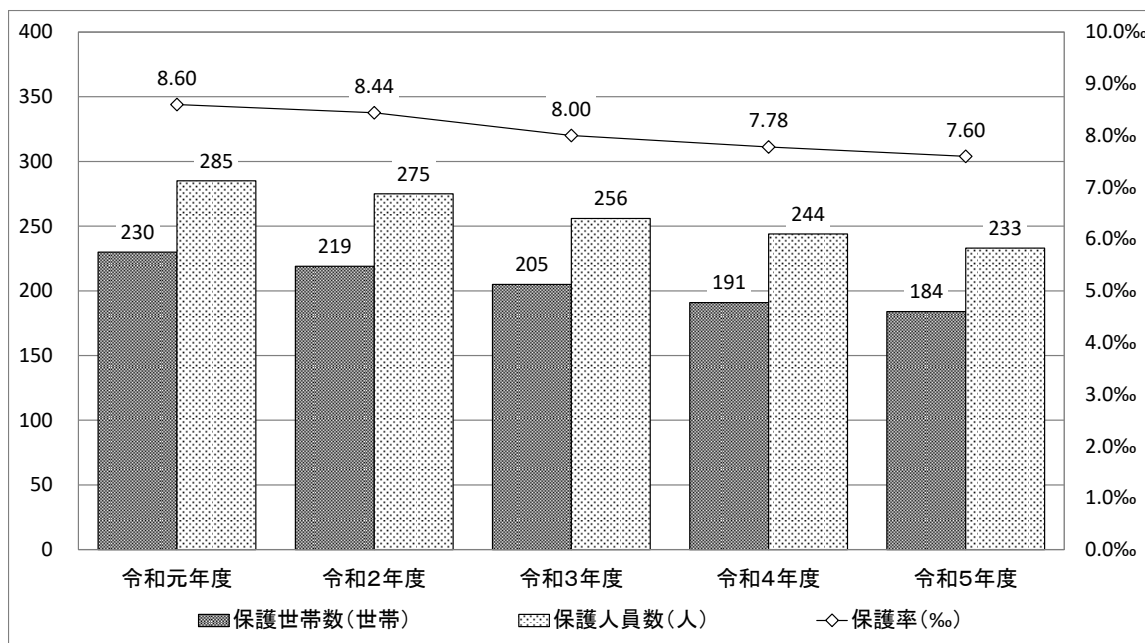
児童扶養手当の受給者数等の推移をみると、「児童扶養手当の受給者数」は令和3年度までは減少傾向で推移していましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。また、「児童扶養手当受給者の扶養児童数」も同様の傾向を示しており、令和3年度以降はほぼ横ばいで推移しています。



※子育て支援課資料(各年度末時点)より

1-6. 生活保護受給者数等の推移

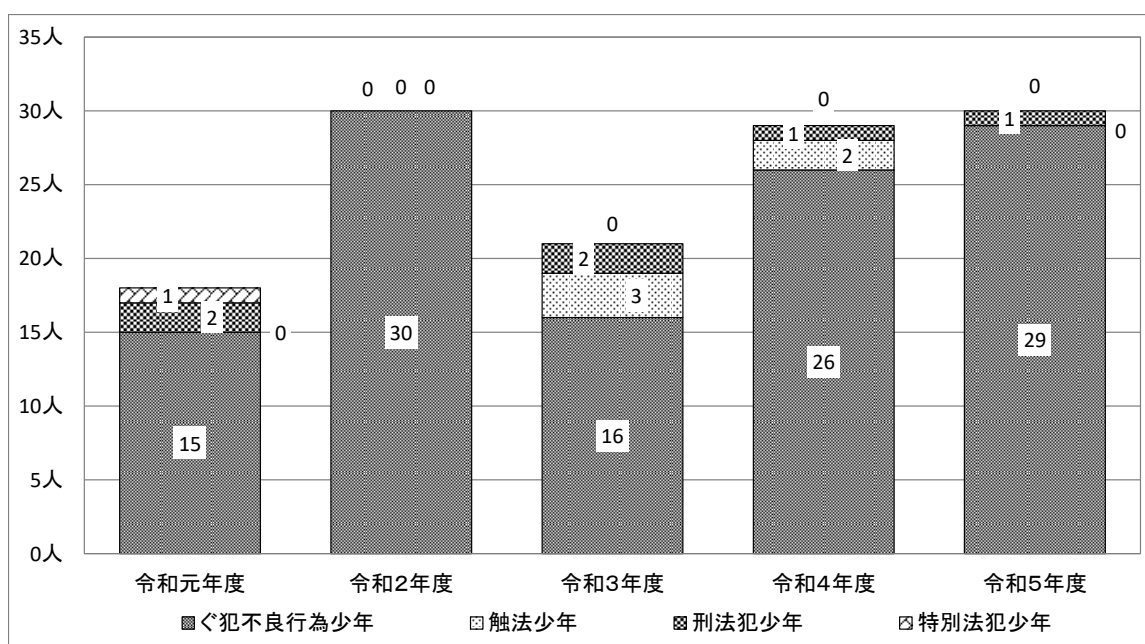
生活保護受給者数等の推移をみると、「保護世帯数（世帯）」と「保護人員数（人）」ともに減少傾向で推移しており、令和5年度は「保護世帯数（世帯）」が184世帯、「保護人員数（人）」が233人、「保護率（‰）」は7.60‰となっています。



※福祉課資料(各年度末時点)より

1-7. 青少年検挙・補導者数の推移

青少年検挙・補導者数の推移をみると、「ぐ犯不良行為少年」は増減しつつ推移しており、令和5年度は29人となっています。また、その他の「触法少年」や「刑法犯少年」、「特別法犯少年」は少数となっています。



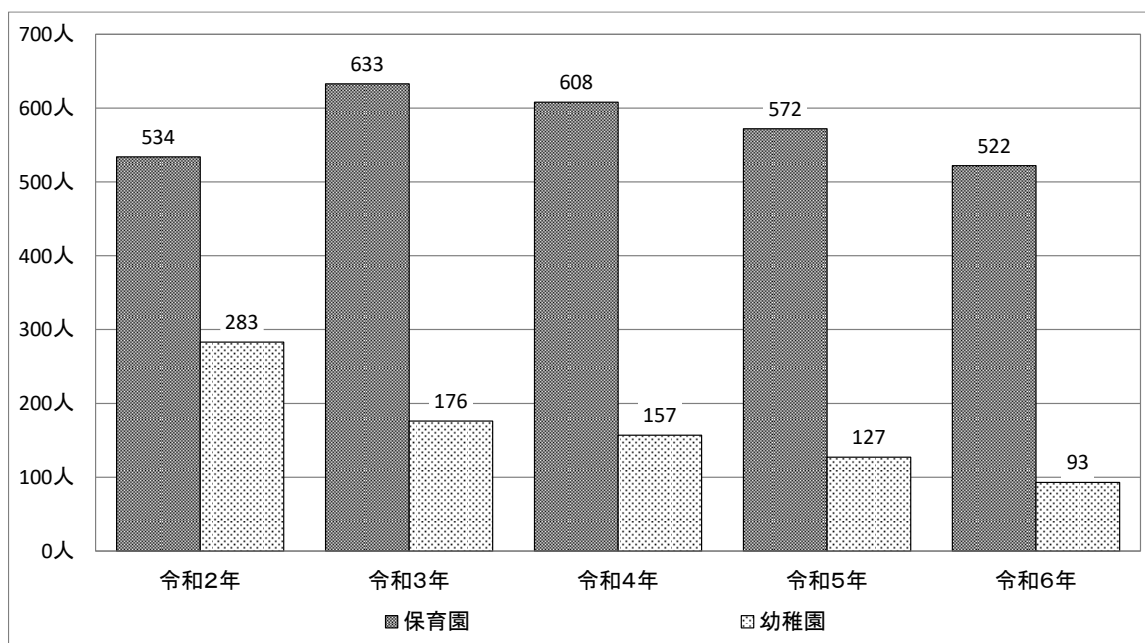
※白石警察署資料(各年度末時点)より

2. 子育て・教育環境等の状況

2-1. 保育園・幼稚園の入所児童・園児数等の推移

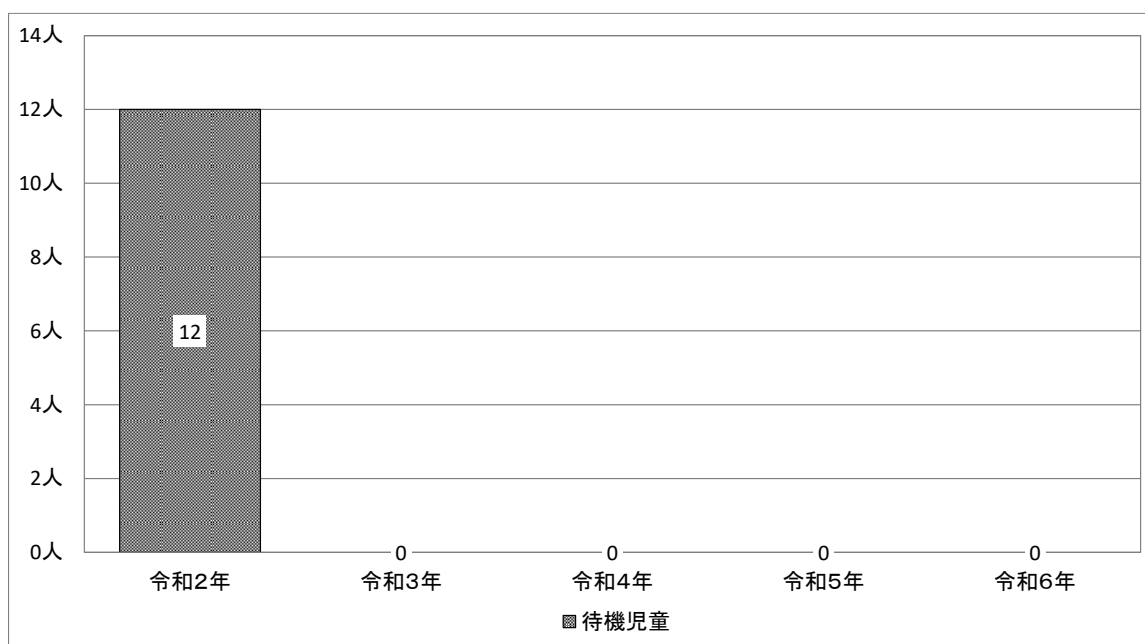
保育園・幼稚園の入所児童・園児数の推移をみると、「保育園」は令和3年をピークとして減少傾向で推移しており、令和6年は522人となっています。また、「幼稚園」は減少傾向で推移しており、令和6年は93人となっています。保育園の待機児童は令和2年に12人となっていましたが、令和3年以降は0人となっています。

■ 保育園・幼稚園の入所児童・園児数の推移



※こども未来課資料(保育園は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日時点)より。認定こども園も含む

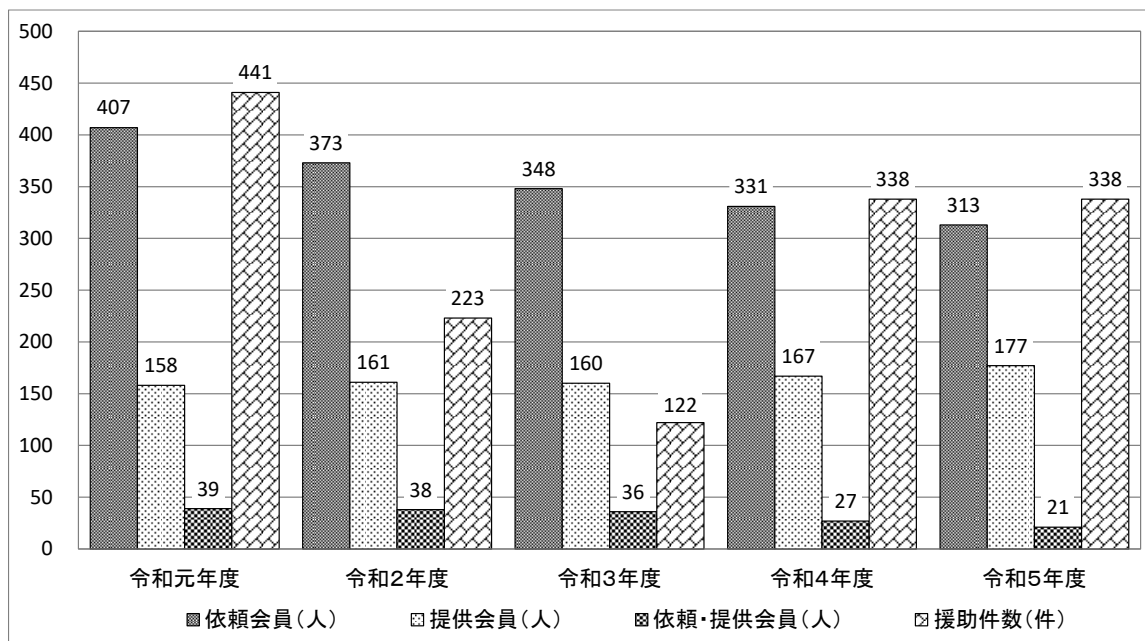
■ 保育園の待機児童数の推移



※こども未来課資料(各年4月1日時点)より。認定こども園も含む

2-2. ファミリー・サポート・センターの利用状況

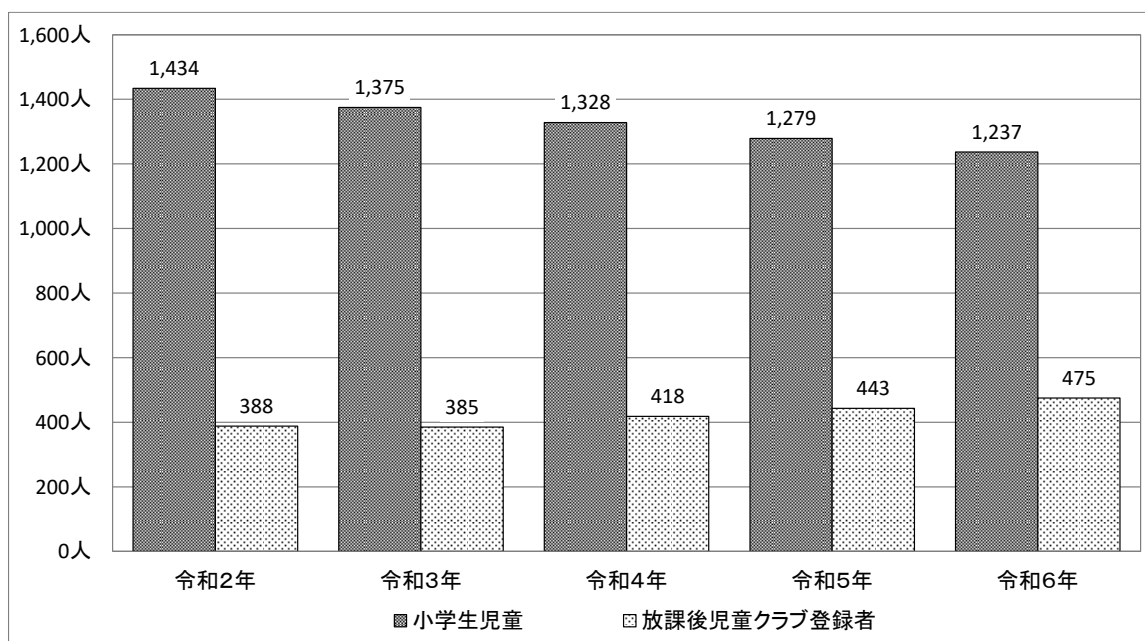
ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、「依頼会員」は減少傾向で推移していますが、「提供会員」はやや増加しています。「援助件数」は令和2～3年度は減少していましたが、令和4年度以降は338件となっています。



※子育て支援課資料(各年度末時点)より

2-3. 放課後児童クラブ登録者数の推移

放課後児童クラブ登録者数の推移をみると、「放課後児童クラブ登録者」は令和3年以降、増加傾向で推移しており、令和6年は475人となっています。一方、「小学生児童」は減少傾向で推移しています。

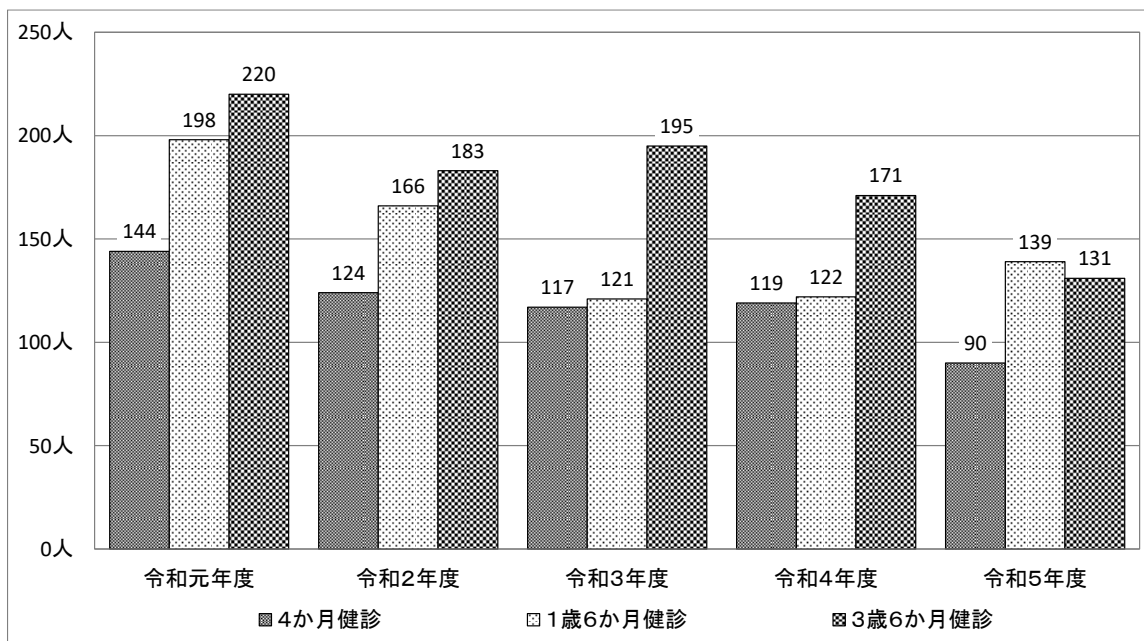


※学校管理課、こども未来課資料(各年5月1日時点)より

2-4. 乳幼児保健・医療等の推移

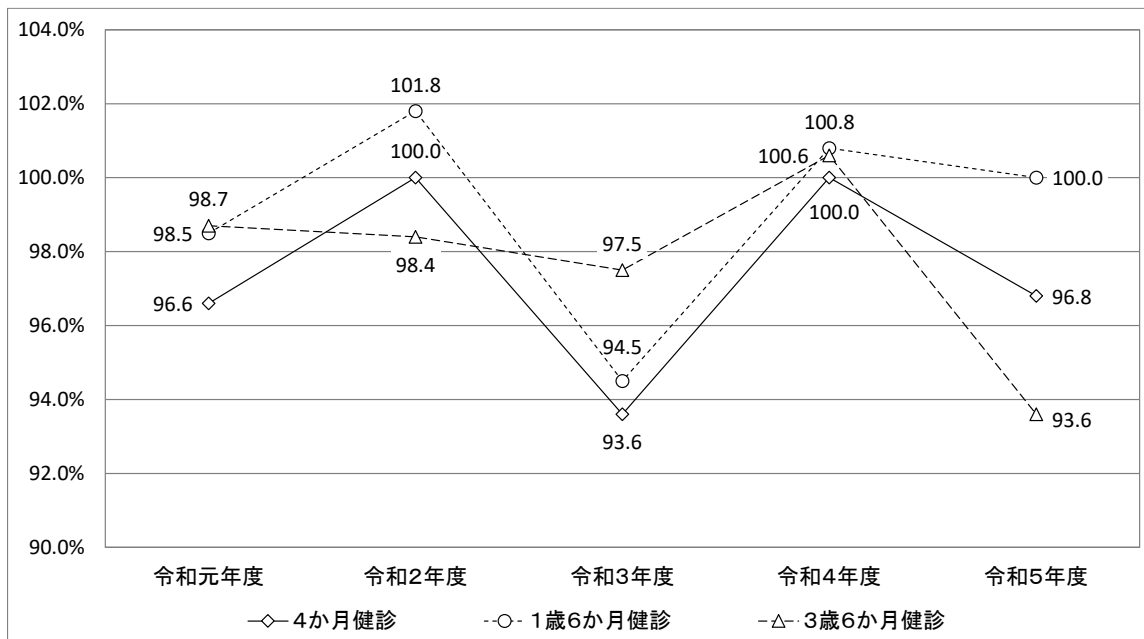
乳幼児健康診査の受診状況をみると、受診者数は徐々に減少していますが、受診率は年度によってばらつきがありつつもおおむね95%以上で推移しています。

■乳幼児健康診査の受診者数の推移



※健康推進課資料(各年度末時点)より

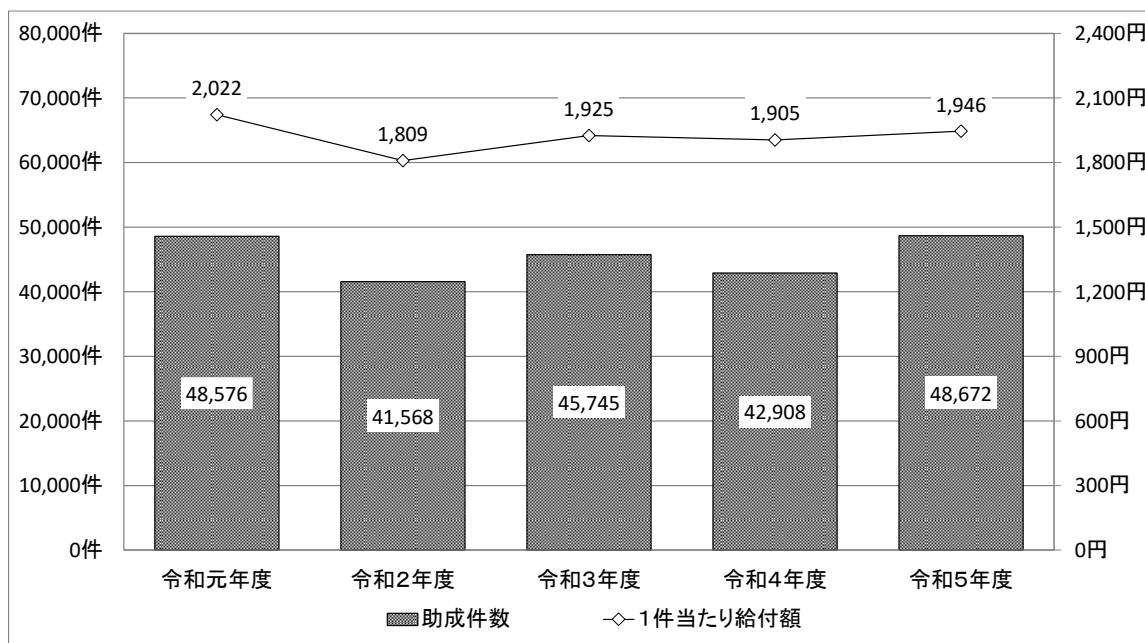
■乳幼児健康診査の受診率の推移



※健康推進課資料(各年度末時点)より

子ども医療費助成状況の推移をみると、「助成件数」は増減しつつ推移しており、令和5年度は48,672件となっています。また、「1件当たり給付額」は令和2年度にやや落ち込んだものの、令和3年度以降は1,900円台で推移しています。

■子ども医療費助成状況の推移



※健康推進課資料(各年度末時点)より

3. アンケート調査結果の抜粋

3-1. アンケート調査の概要

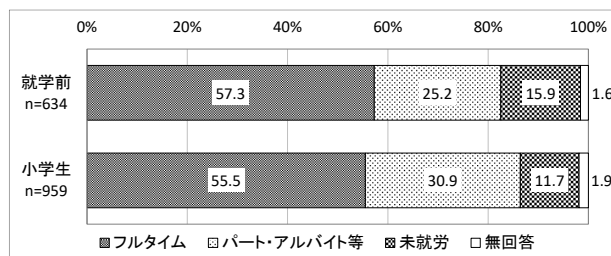
	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査方法	施設に入所している児童は施設を通した配布・回収、施設に入所していない児童は郵送による配布・回収	小学校を通した配布・回収
調査期間	令和6年7月	
配布数	810票	1,246票
回収数(有効回収率)	634票(78.3%)	959票(77.0%)

3-2. アンケート調査結果の抜粋

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前と小学生ともに8割以上が「フルタイム」又は「パート・アルバイト等」で就労しており、「未就労」の母親は1割台となっています。

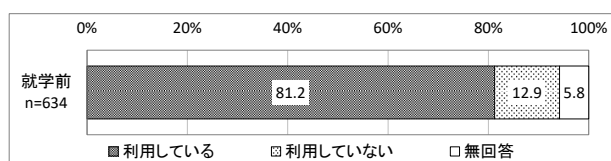
【母親の就労状況(一部合算)】



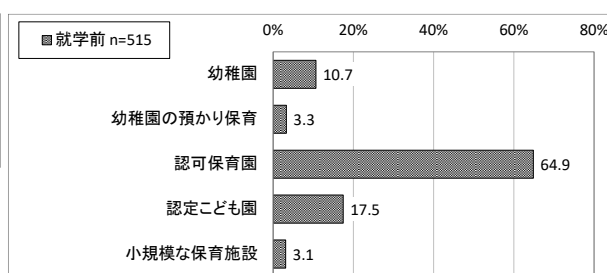
(2) 教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の平日の定期的な利用状況をみると、「利用している」が8割強となっています。また、定期的に利用している事業をみると、「認可保育園」が6割台半ばとなっているほか、「認定こども園」と「幼稚園」が1割台となっています。

【教育・保育事業の平日の定期的な利用状況】



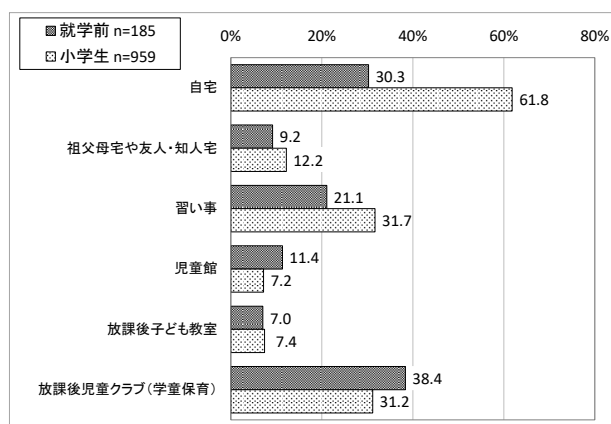
【定期的に利用している事業(抜粋)】



(3) 小学校の放課後の過ごし方

子どもが平日の放課後に過ごす場所の希望では、就学前は「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割弱で最も多く、次いで「自宅」が約3割、「習い事」が2割強が続いています。小学生では「自宅」が6割強で最も多く、次いで「習い事」と「放課後児童クラブ（学童保育）」の2つがそれぞれ3割強が続いています。

【平日の放課後に過ごす場所の希望(抜粋)】



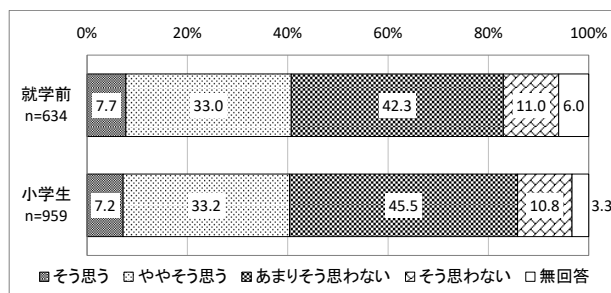
(4) 白石市の子育て環境について

白石市は子育てしやすい環境だと思うかをみると、『白石市は子育てしやすい環境だと思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）は就学前と小学生ともに約4割となっています。また、『白石市は子育てしやすい環境だと思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）は就学前と小学生ともに5割台となっています。

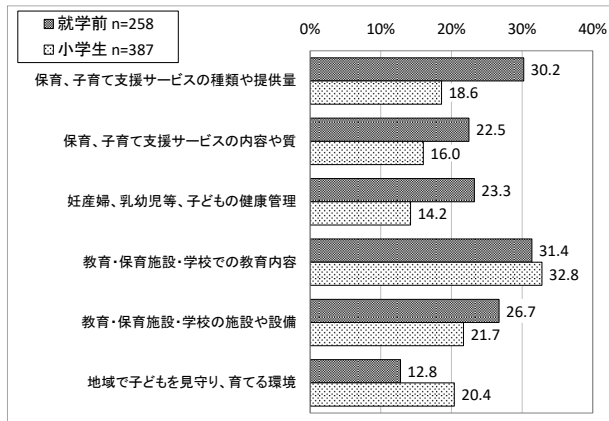
また、『白石市は子育てしやすい環境だと思う』とした人の理由をみると、就学前と小学生ともに「教育・保育施設・学校での教育内容」が3割強で最も多くなっています。

『白石市は子育てしやすい環境だと思わない』とした人の理由をみると、就学前と小学生ともに「子育て世帯に対する公的な支援の取組」が6割前後で最も多くなっています。

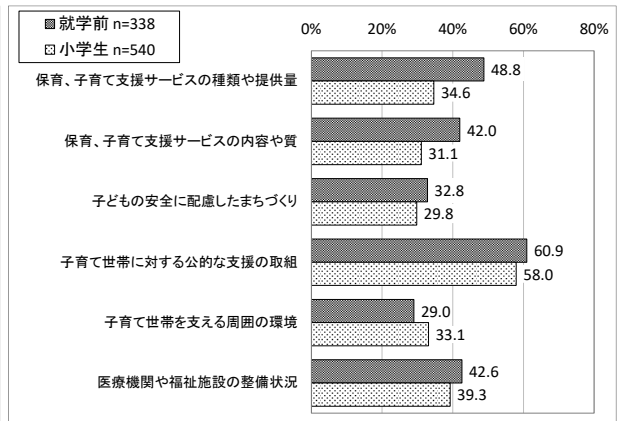
【白石市は子育てしやすい環境だと思うか】



【子育てしやすい環境だと思う理由(抜粋)】



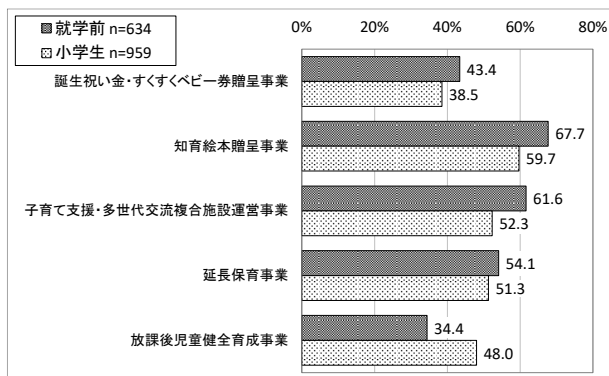
【子育てしやすい環境だと思わない理由(抜粋)】



(5) 白石市の子ども・子育て支援の取組の満足度

白石市の子ども・子育て支援の取組について、『取組に満足』（「満足」と「やや満足」の合計）が多いものをみると、就学前と小学生ともに「知育絵本贈呈事業」が6割弱から6割台半ばで最も多く、次いで「子育て支援・多世代交流複合施設運営事業」が5割強～6割強、「延長保育事業」が5割台で続いています。

【子ども・子育て支援の取組の満足度(抜粋)】



(6) 自由回答での意見

子育て（教育を含む）をする上であればよいと考える周囲からのサポートについての意見では、就学前は「経済的支援について」（40件）や「休みの日や病児病後児を預かってくれる場について」（30件）、「子どもを預けられる場・サービスについて」（29件）、「相談や情報提供等の支援について」（29件）等が、小学生では「経済的支援について」（45件）や「子どもの居場所・気軽に預かってくれる場について」（39件）、「相談や情報提供等の支援について」（34件）等が上位にあげられていました。

子育ての環境や支援に関しての意見では、就学前は「経済的支援について」（54件）や「子どもの遊び場や交流の場について」（48件）、「子育て支援全般について」（40件）等が、小学生では「経済的支援について」（82件）や「子どもの遊び場や交流の場について」（54件）、「学習・教育について」（48件）等が上位にあげられていました。

4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の振り返り

教育・保育の量の見込みと確保方策は、全体の傾向として令和3年度以降、計画である量の見込みに比例して、実績値もおおむね減少している状況です。1号認定では、令和3年度の第一幼稚園の休園と民間の認定こども園化による定員数の減少により、実績値に対し確保方策が不足していましたが、令和4年度以降は確保方策に余裕があり定員割れの状況です。

2号認定と3号認定1・2歳では、令和2年度は実績値に対し確保方策が不足している状況でしたが、令和3年度以降は確保方策に余裕が出ている状況です。

3号認定の0歳は、当初より計画である量の見込みにに対し実績値が多い状況でしたが、確保方策に余裕があるため定員割れの状況です。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
1号認定 (人)	量の見込み		265	205	191	182	167
	教育・保育 施設	確保方策	280	225	225	225	225
		実績値	96	255	159	124	95
	確認を受け ない幼稚園	確保方策	320	0	0	0	0
		実績値	170	0	0	0	0
	合計	確保方策	600	225	225	225	225
		実績値	266	255	159	124	95
2号認定 (人)	量の見込み		352	405	366	338	297
	教育・保育 施設	確保方策	312	414	414	414	414
		実績値	326	408	397	391	333
	認可外 保育施設	確保方策	0	0	0	0	0
		実績値	6	5	1	1	0
	合計	確保方策	312	414	414	414	414
		実績値	332	413	398	392	333
3号認定 0歳 (人)	量の見込み		39	38	37	36	35
	教育・保育 施設	確保方策	39	57	57	57	57
		実績値	33	42	47	45	36
	地域型 保育事業	確保方策	3	6	6	6	6
		実績値	1	4	7	6	4
	認可外 保育施設	確保方策	17	6	6	6	6
		実績値	10	4	4	2	4
	合計	確保方策	59	69	69	69	69
		実績値	44	50	58	53	44

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
3号認定 1・2歳 (人)	量の見込み		203	179	173	172	171
	教育・保育 施設	確保方策	149	204	204	204	204
		実績値	170	193	171	167	155
	地域型 保育事業	確保方策	9	13	13	13	13
		実績値	9	8	6	9	9
	認可外 保育施設	確保方策	36	12	12	12	12
		実績値	20	4	4	4	5
	合計	確保方策	194	229	229	229	229
		実績値	199	205	181	180	169

※1号認定:満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子どもが対象

※2号認定:満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子どもが対象

※3号認定:満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子どもが対象

※量の見込み:現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要数

※確保方策:利用定員に加え、利用定員が必要とされる量に不足する場合は整備目標を合わせたもの

※教育・保育施設:幼稚園・保育所・認定こども園等

※地域型保育事業:0～2歳児を対象とした原則定員19人以下で実施する保育事業

※認可外保育施設:認可保育所以外で、都道府県の調査を受けている小規模な保育施設

※確認を受けない幼稚園:子ども・子育て支援制度の対象としての運営費受給に関する確認を受けない幼稚園

※令和6年度の実績値は見込み数を記載

地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策についてみると、時間外保育事業（延長保育）は令和3年度以降は実績値が量の見込みを上回っており、令和4年度以降は実績値が確保方策を上回る状況となっています。放課後児童健全育成事業も令和6年度は同様の状況です。また、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業は一定の利用はあるものの、確保方策には余裕のある状況です。妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業は近年の出生数の低下もあり、実績値が確保方策を大きく下回っています。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
■利用者支援事業							
基本型・特定型 (か所)	量の見込み		1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
	実績値		1	1	1	1	1
母子保健型 (か所)	量の見込み		1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
	実績値		1	1	1	1	1

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
■時間外保育事業(延長保育)						
利用者数 (実・人)	量の見込み	70	76	71	68	64
	確保方策	80	80	80	80	80
	実績値	66	78	83	87	76
施設数 (か所)	確保方策	8	8	8	8	8
	実績値	9	10	10	10	10
■放課後児童健全育成事業						
量の見込み (実・人)	1年生	82	79	81	71	77
	2年生	87	81	80	81	71
	3年生	83	87	81	79	80
	4年生	68	62	64	60	59
	5年生	70	67	62	64	60
	6年生	74	71	68	62	64
	合計	464	447	436	417	411
確保方策(実・人)		410	440	440	440	440
実績値 (実・人) ※各年度平均 実利用人数	1年生	80	98	106	80	104
	2年生	85	78	100	111	75
	3年生	57	83	70	93	102
	4年生	61	42	76	67	76
	5年生	48	45	30	62	49
	6年生	27	27	33	23	43
	合計	358	373	415	436	449
クラブ数(か所)	確保方策	6	7	7	7	7
	実績値	5	6	6	6	6
■地域子育て支援拠点事業						
利用者数 (年間延べ・人)	量の見込み	2,067	1,955	1,820	1,731	1,609
	確保方策	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000
	実績値	838	1,013	1,079	1,488	1,053
施設数(か所)	確保方策	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
■一時預かり事業(幼稚園型)						
利用者数 (年間延べ・人)	量の見込み	59	16,509	16,504	2,465	2,465
	確保方策	400	16,850	16,850	6,600	6,600
	実績値	896	1,806	2,017	1,891	1,317

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
■一時預かり事業(幼稚園型を除く)							
量の見込み(延べ・人)			1,707	1,614	1,503	1,430	1,329
幼稚園以外 (年間延べ・人)	確保方策		1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
	実績値		791	768	504	452	538
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児以外) (年間延べ・人)	確保方策		1,000	1,000	1,000	500	500
	実績値		121	50	85	85	67
■病児・病後児保育事業							
量の見込み(年間延べ・人)			206	196	188	179	172
病児・病後児保育 (年間延べ・人)	確保方策		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用) (年間延べ・人)	確保方策		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	0
■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター就学児)							
量の見込み			193	185	181	173	171
低学年 (年間延べ・人)	確保方策		250	250	250	250	250
	実績値		101	72	251	106	34
高学年 (年間延べ・人)	確保方策		150	150	150	150	150
	実績値		1	0	2	147	271
■妊婦健康診査							
量の見込み	妊婦数(人)		166	161	157	152	148
	健診回数(回)		2,338	2,268	2,212	2,142	2,086
確保方策(人)			2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
実績値	妊婦数(人)		—	—	—	—	—
	健診回数(回)		1,356	1,641	1,208	1,102	1,100
■乳児家庭全戸訪問事業							
訪問数 (実・人)	量の見込み		154	149	145	141	137
	確保方策		160	160	160	160	160
	実績値		95	101	95	91	85
■養育支援訪問事業							
訪問数 (実・人)	量の見込み		45	48	50	52	54
	確保方策		60	60	60	60	60
	実績値		30	52	29	32	35

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)
■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(実務者会議台帳登載者数)						
登載者数 (実・人)	量の見込み	92	94	95	96	98
	確保方策	120	120	120	120	120
	実績値	90	32	39	34	34

※令和6年度の実績値は見込み数を記載

5. 新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画の振り返り

放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、令和5年度以降は計画値を大きく上回っています。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量※実績値は各年5月1日現在						
登録児童数	計画値	464	447	436	417	411
	実績値	388	385	418	443	447
クラブ数	計画値	6	7	7	7	7
	実績値	5	6	6	6	6
支援単位数	計画値	11	12	12	12	12
	実績値	11	11	11	11	11
■校内交流型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の令和6年度達成目標事業量						
学校数	計画値	9	9	9	9	9
	実績値	9	9	9	10	10
校内交流型	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
連携型	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
その他	計画値	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4	4	4

※「校内交流型」は、第二期計画の中では「一体型」と表記

※「その他」は、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室のどちらかのみを実施している学校数

■成果と課題

令和３年度に深谷放課後児童クラブが新たに設置され、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる生活の場と適切な遊びを提供するとともに、子どもたちの交流機会を創出しました。

加えて、放課後子ども教室や放課後児童クラブに携わる人々への研修会を実施し資質向上を図るとともに、学校や運営事業者、関係各課と連携を図り、支援を要する児童などへの支援体制の強化に努めました。

一方、保護者の就労などにより利用児童が増加傾向にあることや、放課後児童支援員の安定的な確保への懸念があるため、実施場所の確保や支援員及び補助員の育成などに努める必要があります。併せて、効果的な事業を展開するため、利用者のニーズや実態の把握、関係各課及び学校関係者などとの協議を通じたより一層の情報共有・連携強化を図ることが必要と考えます。

6. 次世代育成支援の振り返り

6-1. 地域における子育て支援の充実

(1)地域における保育・子育て支援サービスの充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○すくすくベビー券は令和5年度に4千円から1万円に増額しました。 ○誕生祝い金・すくすくベビー券贈呈事業と小学校入学祝い金贈呈事業は、令和6年度に商品券からデジタルギフト(QUOカードPay)へ変更し、キャッシュレス化及び利用可能な店舗拡大により利便性向上を図りました。	■保護者がデジタルギフトを使用できない場合は、QUOカードを贈呈する必要があります。 ■携帯会社を変更した際など、デジタルギフトのデータが引き継げない場合があります。
○しろいし赤ちゃんの駅事業として、授乳やおむつ交換ができる施設について市ホームページや子育てホッとマップへ掲載し、登録施設の入り口等にその旨を掲示するなど、子育て世代が外出しやすい環境整備を図りました。	■施設によっては、登録後に閉店してしまうことや登録内容が変更されている場合があります。
○ブックスタート事業では、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいの大切さを実感してもらえました。	
○保育園運営事業では、新たな私立保育園の整備及び私立幼稚園の認定こども園への移行により、待機児童は解消されました。	■未就学児数の減少と公立園の施設の老朽化が顕著となっていることや、社会環境の変化により保育ニーズが多様化していることなどへの対応が課題となっています。
○国の制度による第3子以降の児童に係る保育料の無料化対象者を、市の独自施策として拡張し、保護者にかかる経済的負担の軽減を図りました。	■市の独自施策としての更なる周知が必要です。
○ファミリー・サポート・センター事業では、様々な家庭のニーズに合わせた預かりや送迎の相互援助を行い、子育てしやすい環境整備を図りました。 ○講習会、講演会及び交流会を開催し、子育てに関する知識の向上及び会員登録しやすい環境づくりに努めました。	■出生数低下のほか、延長保育や一時預かり事業等が充実したことにより、登録人数及び利用件数が減少傾向にあります。 ■個人宅での預かりのハードルが高く、提供会員の確保が難しい状況です。

(1)地域における保育・子育て支援サービスの充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○未就園児に幼稚園の園庭・園舎を開放しており、園庭や園舎での遊び、地域住民との交流を通じ、児童の教育の基礎が養われました。	■参加者が少ないことから、開催日や活動内容などについて広報や市ホームページ等を活用して広く周知を図る必要があります。
○プレイルーム「やんちゃっこ」では、乳児を持つ保護者が安心して利用できるように、簡易的ではありますが授乳スペースを区切るカーテンを設置しました。	■遊具の破損や老朽化により、遊具が減少しています。
○衛生面を考慮し、使用した遊具と室内の消毒を徹底しました。	
○こじゅうろうキッズランドは、感染症対策や新しい遊具などの配置、多彩なイベントの実施・改善を積み重ねたことにより、利用者数がオープン当初よりも増加しました。	■県内外で屋内遊び場が増えてきているため、リピーターを増やすことが重要です。
○イベントの実施などにより中高生や大学生等の多世代による交流を図ることができました。	
○子育て支援に関する情報を市ホームページに掲載し、市民が必要としている情報入手の支援に努めました。	■市ホームページに掲載後、リンクが切れている場合があるので注意が必要です。
○子育て情報を冊子にまとめた「子育てホッとマップ」を2～3年に一度発行し、幅広く配布して子育て支援施策の認知度向上を図りました。	■転入者など、「子育てホッとマップ」を知らない方へ周知を図ることが必要です。
○「広報しろいし」に様々な子育て支援情報を掲載し、子育て世代の方に有益な情報について広く周知を図りました。	■広報紙は月1回の発行であり、決められたタイミングでしか発信できないことが課題となっています。
○地域子育て支援センター事業では、子育て中の保護者が集まり、子育てについての情報交換や育児の悩みなどの話が気軽にできる場として「あいあいデー」を月1回開催する取組を開始しました。	■少子化や低年齢からの就園の影響もあり、年々利用者が減少しています。
○市の4か月児健康診査にて地域子育て支援センターの事業PRを行いました。	
○子育て支援サブセンター事業では、各児童館や公民館等を窓口として情報発信や相談を実施し、相談内容に合わせた連携機関につなぎました。	■各種相談窓口が充実してきていることや、共働きの家庭も増えて公民館に来館する子育て世代があまりいないことから、公民館等への相談件数が少なくなっています。

(1)地域における保育・子育て支援サービスの充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○子育てサポーターなどを対象に研修会を実施し、子育て支援体制の充実を図りました。	
○しろいし家庭教育支援チーム「ペアレントらん」により、子育て中の親や将来親になる中学生に対して出前講座を実施し、家庭教育の推進を図りました。	
○子育て支援サービス利用料助成金は令和4年度から事業を開始しました。各子育て支援サービス利用に要した費用を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。	■子育て支援サービス利用料助成の対象者で未申請者が複数いました。
○令和6年度からは産後ケア事業に要する費用も助成の対象としました。	
○知育絵本贈呈事業は令和5年度から事業を開始し、知育絵本を贈呈することで、子ども自身が絵本の楽しさを発見するきっかけづくりや、親子のコミュニケーションの一助となりました。	■令和5年度の申込数が対象者の約半数にとどまりました。

(2)障がいのある児童施策の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○障がいのある人や児童が安心して住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図りました。	■居住地特例などで遠方に在住の対象者が利用する際に、その地域の事業所と契約が必要となることから時間を要する場合があります。 ■重度心身障害者移動サービス利用助成事業と他制度との連携が必要です。 ■移動支援事業は月額利用時間の上限がないことが課題となっています。
○特別児童扶養手当給付事業や障害児福祉手当給付事業では、在宅の重度障がい者児に手当を支給し福祉の向上を図りました。	
○障害児通所事業として、発達に心配を抱えていると思われる保護者へ他機関と連携してアプローチを行い、療育支援を受けることへの支援や移行支援を行いました。	■保護者のニーズが多様化しているため、母子通園のあり方で調整が難しいことがありました。

(2)障がいのある児童施策の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○心身障害者医療費助成事業として、医療費が高額になりがちな心身障がい者及び精神障がい者の福祉の増進と経済的負担の軽減を図りました。	
○心身障害者通園事業では、在宅の心身障がい者に対して生活指導、作業指導を行い、利用者の福祉向上と社会参加及び自立支援を図りました。	■施設の利用者が増えないことが課題となっています。
○発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業では、支援が必要な子ども及びその保護者に対して、すこやか相談などを通して支援を実施しました。	■生涯にわたり相談及び支援を行うため、引き続き個人ファイル「すこやかファイル」の活用啓発が必要です。

(3)児童の権利擁護と虐待防止対策の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○白石市子どもネットワーク連絡協議会は、子育て支援施策について情報交換を行う場、要保護児童対策地域協議会の代表者会議の場として関係機関の連携を図りました。	

6-2. 子どもと保護者の健康の確保・増進

(1)子どもと保護者の健康の確保	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○特定不妊治療費助成事業として保険診療外である不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。	■不妊治療が保険診療になったことで内容を見直し、保険診療外である不妊検査費と、保険診療と組み合わせて行う先進医療に対し一部助成を行い、引き続き経済的負担の軽減を図ります。
○母子健康手帳交付時に保健師が全件に個別面接をすることで、母親の出産や子育てに関する不安や悩みに早期に対応することができました。	
○妊婦健康診査の費用負担を減らすことで、継続受診の一助となりました。	

(1)子どもと保護者の健康の確保	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○妊婦さんと赤ちゃんのサロンを実施し、妊婦や乳児期の子を持つ母親の不安解消及び孤立化予防を図りました。	■新型コロナ対策により交流の機会を減らす必要がありましたが、今後は感染症対策をとりながら孤立化予防を図ります。
○乳幼児相談により、子どもの健康、発達、栄養等に関する悩みや不安の解消を図りました。	
○養育支援訪問事業(訪問指導事業)では、把握している不安や悩みなどへの対応をあらかじめ検討した上で訪問することで、問題の早期解決につなげることができました。	
○乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・未熟児・新生児訪問指導事業)では、子どもと母親自身の悩みや不安をよくうかがい、育児不安の予防や孤立化予防を図りました。	
○乳児一般健康診査は保護者の費用負担をなくすことで受診を勧奨し、疾病や障がいの早期発見につなげました。	
○乳幼児健康診査では子どもの疾病や障がいの早期発見と、保護者の悩みや不安の解消、孤立化予防を図りました。	
○遊びの教室では遊びを通して子どもの様子を保護者と確認し、保護者の不安解消や子どもに合った療育につなげました。	■就園率が上がっているため参加者が減っており、提供できる遊びが限定されています。
○食育の推進として、乳幼児健診での指導、わんぱく教室での小学生の野菜の収穫体験、給食だよりを通じた情報提供や給食での県産品や郷土食の提供等、それぞれの課の専門分野に沿った活動を推進しました。	

(2)小児医療の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○子ども医療費助成事業では、医療費が高額になりがちな子育て世代の福祉の増進と経済的負担の軽減を図りました。	

(2)小児医療の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○未熟児養育医療費助成事業では、未熟児に係る医療費のほか、診療報酬算定外となる入院時食事療養費・生活療養費を支援し、適正な医療の支援と経済的負担の軽減を図りました。	

※「再掲」の事業は省略しています(以下、同様)。

6-3. 教育環境の整備

(1)児童の健全育成	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○令和3年度に深谷放課後児童クラブが新たに設置され、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる生活の場の創出を図りました。	■ 保護者の就労などにより利用児童が増加傾向にあるため、今後の利用状況を注視していく必要があります。 ■ 現状、放課後児童支援員は確保できていますが、今後を見据えて安定的な確保や育成が必要です。 ■ 各事業担当課で、情報共有や効果的な事業の展開などについて協議する場が少ない状況でした。
○放課後児童クラブでは、学校や各施設間との連携を図り、子どもたちが安全・安心に過ごせる生活の場と適切な遊びを提供するとともに保護者の就労支援を行いました。	
○放課後児童クラブと放課後子ども教室は、連携型1か所、校内交流型1か所を実施しており、日常では体験できない地域の伝統行事などに触れる機会をつくり、子どもたちが楽しみながら交流を図りました。	
○放課後子ども教室推進事業では、地域の方々の協力を得て各種活動を実施し、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境構築に努めました。	■ 児童館は0～18 歳までを利用対象としていますが、コロナ禍以降、自由来館者が少なくなっています。
○児童館運営事業では、市ホームページなどを活用し、児童館における活動について広く周知を図りました。	
○各施設において児童館まつりやにこちゃんルームなどを開催し、地域・世代間交流の場づくりや地域における子育て支援を推進しました。	
○指定管理者による民間のノウハウを活用した特色ある適正な事業運営を実施しました。	

(1)児童の健全育成	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○アテネ絵本コーナーでは、新刊本の購入や役割を終えた本の廃棄などにより資料の新陳代謝を図るとともに、乳幼児を中心とした親子が使いやすい空間となるよう絵本コーナーの環境を整えました。	■本来、乳幼児向けの施設ではないことや、限られたスペースに絵本コーナーを設置していることに加えて施設設備の老朽化などもあり、利用者の安心・安全の確保のために労力や費用負担が必要となっています。
○図書館文化事業は、計画期間中のコロナ禍により一時実施を中止したものの、再開後の「おはなしひろば」、「出前読み聞かせ」、「ブックトーク」は子どもたちに好評であり、各年代の子どもたちの読書への興味・関心を高めることができました。	■読み聞かせボランティア登録者の高齢化が進んでおり、また「ブックトーク」を行うことができるボランティアも少人数であることから、新たなボランティアの確保と育成が必要です。
○AZ9パスポートは対象施設をより多くの児童生徒に利用してもらえよう、無料又は安価で相互利用できる体制を維持しました。	■対象施設のPRに努めていますが、施設ごとの利用者数に開きがあります。 ■圏域以外の施設利用状況が把握できないため、配布による効果が測定できていません。 ■圏域以外においても同様の取組を実施しているためパスポートの所持有無の確認自体が形骸化しており、事業そのものについて見直しを検討する必要があります。
○ホワイトキューブでは、児童などの健全育成のための活動機会の拡大を図りながら、本市の文化・スポーツの振興のために継続して事業を実施しました。	■少子化の影響もあり、各教室の生徒数が減少傾向であり、他のスポーツと掛け持ちで競技を行っている教室生も多く、大会などの出場に支障が出る場合があります。 ■教室に参加したくても練習時の送迎が難しく、参加を見送っている児童生徒が一定数いると思われます。
○子どもリサイクル教室では、中央公民館主催の「わんぱく教室」参加者である市内の小学校5～6年生を対象に、廃棄物・リサイクルについてのミニ講義及び使用済み牛乳パックで作る工作の教室を開催しました。	■小学生が取り組みやすいものとして、どうしても牛乳パックを使った工作に偏ってしまい、内容が固定化しています。 ■単独で教室を開催しても参加者があまり集まらなると見込まれるため、既存の講座等に出張講義をするなど、参加者募集方法を検討する必要があります。

(1)児童の健全育成	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○子ども日本舞踊教室においては2名の中学生が直派若柳流名取りとなり、東京国立劇場の舞台公演を務めるという偉業を成しました。 ○子ども茶道教室からは3名の中学生がオーストラリア派遣に選ばれ、現地で茶道のデモンストレーションとホームステイ先での抹茶の振舞を行い、好評を博しました。 ○古典芸能を通して子どもたちの活躍が白石市内にとどまらずグローバルに大きく広がり、それが子どもたちの自信や、古典芸能と郷土への誇りを強く持つことにつながりました。	■コロナ禍により活動の自粛を強いられたため、教室が再開しても戻ってこない子どもたちがいました。そのため、継続して習い続けられる環境を整えることが大事であると再認識しました。
○わんぱく教室では、白石の文化や食を活かした様々な体験活動を通して、児童健全育成を推進しました。 ○活動を通してジュニア・リーダーの育成につながりました。	
○ジュニア・リーダー育成事業では、各種研修会や交流会への参加を促し、ジュニア・リーダーの育成を推進しました。 ○各地区子ども会を始めとした幅広い団体や施設、市主催事業へジュニア・リーダーを派遣し、地域貢献の意識を育みました。	■ジュニア・リーダーの会員数が減少傾向にあります。

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○小原小中学校並びに白石南小中学校に係る学校運営協議会において、特色ある学校づくりのための熟議が行われ、それぞれの学校の魅力アップ・学校教育課題の解決につながる取組が提案されました。 ○大学教授による助言や児童生徒との意見交換会の実施などにより、学校・地域間の相互理解を深め、社会に開かれた学校づくりを推進しました。	■学校運営協議会には教育関係の有識者や地元企業の代表者など、幅広い層の参加者による熟議がなされている一方、学校評議員会制度では不十分なのではないかという懸念があります。

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○情報教育の推進として、当初5か年計画で整備する予定だった1人1台端末の配備をコロナ禍により前倒しし、令和2年度に完了させました。 ○導入初年度となった令和3年度はICT支援員を各校に配置し、トラブル対応や機器操作支援を行ったことで、導入初年度の大きなトラブルは生じませんでした。 ○令和4年度以降は授業におけるICT活用を一層推進するために、情報担当指導主事を教育委員会に配置しました。 ○ICTを活用した授業改善及び現場の知見を活かしたICT環境整備(学習ソフトウェアの見直し等)を図りました。 ○令和5年度は個別最適な学びの実現に向けて、市内小中学校にAIドリルを導入しました。	■令和2年度に整備した1人1台端末の更新時期が迫ってきていますが、当初の想定よりも破損が多く、予備端末が不足しています。端末の使い方について引き続き学校へ指導していくとともに、次の端末更新では国の指針を受けながら予備端末を前回よりも増やしていきます。 ■破損台数が増えている現状から、端末活用頻度が増えていることが考えられます。 ■Society5.0時代を生きる児童生徒に対し、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル教育の更なる推進を図る必要があります。
○ニュースポーツ推進事業は小学校や公民館の移動教室の開催依頼が多く、他のイベントにおいてもニュースポーツのコーナーを設け、幅広い年代に活動の機会を提供しました。	
○青少年相談センター事業では、電話や来庁による相談を受け付けました。	■関係機関との更なる連携強化が必要です。
○いじめ問題対策として年1回オンラインによるいじめ防止大会を開催し、各校のいじめ防止に対する取組の発表や意見交換を行い、いじめ防止の意識を高めました。 ○担当者会では「いじめ見逃しゼロ」を合言葉に、いじめをなくすことが難しくとも見逃すことだけは無いように各校で努めることを確認しました。 ○各校のおたよりやメディアなどにより保護者や地域への情報発信を行いました。	■各校の実態に応じたいじめ防止対策が奏功し、「いじめ重大事態」につながる案件は今のところ発生していません。ただ、どのような学校、どのような学級であっても「いじめは起こり得るものだ」という認識の下、引き続き未然防止に取り組んでいく必要があります。

(3)家庭や地域における教育力の向上	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○環境浄化活動として、7月と 10 月の年2回、有害広告物の撤去などを行いました。	■街中に有害広告などが見られなくなっているため、活動の意識が薄れています。
○みらい子育てネット(母親クラブ)として地域の各種行事を通して、地域の児童健全育成に対する関心を深めることができました。	■子どもを取り巻く環境の変化により、必要な支援が多様化しており、関係機関・施設等との連携強化の必要性が高まっています。
	■市民活動拠点の充実とまちづくり情報の提供では、管理運営を行っている白石市民活動フォーラムの組織上の問題もあり、情報交換や情報発信が難しい状況でした。
○市民活動支援機能の強化として「自治宝くじ助成事業(助成金申請事務支援等)」を継続実施し、地域コミュニティ活動の活性化に努めました。	■市民活動の活性化が間接的に子育て支援につながることはありますが、子育て支援に特化した助成事業ではないことから、成果として求めにくくなっています。
○白石市スポーツ少年団の利用や市内中学校・高校が部活動で利用する場合などにスポーツ施設の使用料減免を行い、利用促進を図りました。	

6-4. すべての子どもと家庭の安心・安全の確保

(1)生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○白石市「家庭の日」推進事業として、小中学生から「家庭の日」を題材とした絵を募集し、優秀作品をポスターとして市内各施設に掲示し、啓発に努めました。 ○青少年健全育成市民の集いの中でわが家の「家庭の日」について小中学生に発表してもらい、家庭の日の推進を図りました。	
○男女共同参画社会実現のため、男女共同参画専門委員会を毎年度開催し、各種事業や取組内容を協議しました。また、「白石市男女共同参画基本計画『めざそうプラン』(第2次)」が令和5年度に最終年度を迎えたことから新たに「白石市男女共同参画基本計画(第3次)」を策定しました。 ○女性委員登用状況調査の実施や啓発講座の開催、男女共同参画相談支援センターにおける相談・自立に向けた支援等を行うとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動等、市ホームページなどで各種制度の周知を図りました。	■女性委員登用状況調査において、本市の登用率の目標値を「40%」と定めていますが目標に達していません。また、地域においても、多くの自治会で男性が自治会長を担っていたり、避難所運営や各種マニュアルにおける女性への配慮が不足していたりするなど、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りになったため、政策や方針過程、災害時等、あらゆる分野で女性の視点を取り入れていく必要があります。
○DV被害者や様々な悩みを抱える方に対し、相談支援を通じて緊急時の避難の支援や保護命令申し立ての支援、必要な情報提供等、各々の状況に応じた支援を行いました。	■子どものいる世帯でDV被害が起きた場合、子どもへの心理的虐待ともなるため、子どもに対する支援も同時に必要となることから、こども家庭総合支援拠点(児童福祉)との連携が不可欠であり相談機関は同一場所が望ましいです。
(2)安全・安心まちづくりの推進	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○防犯体制の充実として、市内における防犯灯のLED化や球切れなどの修繕を迅速に行い、犯罪の起こりにくい環境整備に努めました。 ○白石市防犯協会連合会へ補助金を交付し、市内自主防犯組織の運営を支援しました。	■防犯灯の維持管理は、電気料金の高騰などによるランニングコストの増加が懸念されます。 ■市内各地域の自主的防犯組織が、高齢化による担い手不足に陥っています。

(2)安全・安心まちづくりの推進	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○計画期間内に4か所の公園トイレの洋式化を実施したほか、益岡公園八幡町ひろばのトイレにおいては子ども用便座やベビーシート、子ども用手洗いの設置等、子育て世代が利用しやすいトイレに改修しました。	■公園灯は常時点灯した場合、夜はたまり場になってしまうなどの問題があるため、点灯時間の調整が必要です。
○公園灯は1基新設し、その他照度の低い老朽化した照明灯は、順次LED化を図りました。	
○しろいし安心メールは登録者数が 5,000 人前後で推移しており、登録者に対して地震や大雨などの災害情報のほか、不審者出没や特殊詐欺を防止する注意喚起情報を迅速に配信しました。	■時期によって配信数が多くなることもあるため、受信者にきちんとメールを見てもらえるような工夫が必要です。
○安全な教育施設設備の整備及び教育施設設備の適切な管理として、老朽化建物の補修や地震被害の修繕、令和5年度開校の白石南小中学校の整備等、適切な維持管理・整備を行いました。	■プールなど、既存教育施設設備の老朽化が進んでいます。
○幼児交通安全教室はコロナ禍により実施できなかった年もありますが、それ以外は毎年開催し、園児に対して安全な横断歩道の渡り方などを指導しました。	■教室の内容が「安全な横断歩道(道路)の渡り方」という同様の内容になってしまいます。
○幼年消防クラブの育成はコロナ禍により十分な活動ができなかった年もありますが、新型コロナウイルスが第5類に移行後は、女性消防団員による紙芝居活動のほか、本市消防団の秋季演習、出初式において幼年消防クラブによる火の用心のうたを披露する場を設ける等、幼年期からの防火意識の向上に努めました。	■女性消防団員による紙芝居活動が、同様の内容になっています。
○新入学児童の交通安全指導はコロナ禍により実施できなかった年もありますが、新型コロナウイルスが第5類に移行後は、形式を変えたものの、新入学児童及びその保護者に対し、「交通安全じゅうちょう」などの啓発グッズを配布しました。	■交通安全講話及び配布活動ができる人材が不足しています。

(2)安全・安心まちづくりの推進	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○市道改良整備事業として、社会資本整備総合交付金事業など、国の補助制度を活用しながら道路の拡幅や舗装修繕工事を実施し、子どもたちの安全な通行に寄与しました。	■財政的な制約があるため、可能な限り国の補助制度を活用していく必要があります。
○白石市危険ブロック塀等除却事業として危険なブロック塀等の除却に要する費用を助成し、危険ブロック塀等の除却を促進することで歩行者の安全な通行に寄与しました。	■大規模な震災が発生すると、申込件数や相談件数が増えますが、平時は減少傾向にあります。
○スクールパトロール(通学路巡視)として登下校時における見守りや通学路巡視、保護者・地域住民からの情報をもとに通学路の危険か所把握を行うとともに、対策必要か所については、通学指導や道路管理者、警察等の関係機関と連携して対策を講じました。	■通学路の危険か所把握に時間を要しました。
○市内小中学校交通安全教室では、市内小中学校の希望をもとに、交通指導隊員による「安全な横断歩道(道路)の渡り方」や「安全な自転車の乗り方」を主軸とした交通安全教室を開催しました。	■児童生徒に対して説明する交通指導隊員の指導力に差があります。 ■小中学校向け交通安全教室は天候に左右され、雨天の場合は延期ではなく中止となることが多くなっています。
○街頭巡回指導として、公園や駅周辺、コンビニ等に入出入りする小中学生に対して、不審者などへの注意喚起や帰宅の促し等の声掛けを行い、子どもたちの安全を見守りました。	■スーパーなどの店によっては、巡回指導について理解を示さない所もあります。
○白石市営住宅第3子優先入居制度として満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を市内7団地において優先して募集することにより、多子世帯の住居及び生活の安定に寄与しました。	■申込件数及び相談件数が年々減少傾向にあります。
○子育て応援住宅入居者向け定住促進補助制度として補助金を交付することで、子育て応援住宅入居者が市内で住宅を取得することを支援し、定住促進に寄与しました。	■新規入居者の減少により空室が多くなってきており、補助金の利用者も減少しています。

(2)安全・安心まちづくりの推進	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○安全・安心なまちづくりの推進のための都市計画道路の整備として、中河原白石沖線の未整備区間を整備しました。	

(3)家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○白石市母子福祉対策資金貸付金は、貸付事務を白石市社会福祉協議会に委託し、事業を実施しました。	■これまで貸付実績がなく、貸付金額が3万円以内(市長が必要と認めた場合は5万円以内)で保証人も必要なことから利用しにくいとの意見があります。
○児童扶養手当給付事業は家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図りました。	
○母子・父子家庭医療費助成事業として児童の医療費を助成することにより、母子・父子家庭の福祉の増進と経済的負担の軽減を図りました。	
○母子相談では家庭その他からの相談に応じ、必要な調査・助言・指導等の支援を行い、関係機関と連携して問題の解決を図りました。	
○高等職業訓練促進給付金事業と自立支援教育訓練給付事業では、就職に結びつきやすい資格の取得に関して、修学期間中の生活費の負担軽減や受講費用の一部を支援しました。	■利用者が少ない状況です。
○子育て世代包括支援センターでは、妊産婦や乳幼児に関する不安や問題について、関係機関と連携して早期に介入し支援を開始する体制整備を図りました。	
○子ども家庭総合支援拠点では、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握に努めて子どもなどに関する相談対応や必要な調査を行うとともに、訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務を行いました。	

(3)家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○外国籍の子どもサポーターとして、日本語指導が必要な児童生徒に対し、サポーターによる学習支援を行いました。	■日本語指導が必要な児童生徒の支援を継続して行う必要があります。

7. 子どもの貧困対策の振り返り

(1)教育・学習支援の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○子どもの学習・生活支援事業として、生活困窮等によって本来受けられるべき学習・生活ができなかった子どもたちに対し、NPO法人アスイクとの協働により各種支援を行いました。	■支援の途中で、個々の事情により継続できなくなる家庭がありました。
○白石市奨学資金貸付では、広報しろいしや市ホームページへの掲載、市内中学校及び近隣の高等学校への募集チラシ配布等を通して奨学金貸付制度を周知し、利用機会の確保を図りました。	■希望者が減少傾向にあります。

※「再掲」の事業は省略しています。なお、(3)就労支援の充実はすべて再掲の事業であるため、振り返りは省略しています。

(2)生活支援の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○生活保護事業では、生活・住宅・医療等各種扶助の実施や被保護者への就労相談など、被保護世帯の生活維持と自立支援を行いました。	■稼働能力を持たない被保護世帯割合が増加するとともに、個々のケースの援助も複雑多様化しています。
○生活困窮者自立促進支援事業では、稼働可能な者がいる困窮世帯について家庭事情などを踏まえ就労支援等を行いました。	■稼働可能な年齢でも、身体・精神の問題により就労など自立が困難な者が増加しています。

(4)経済的支援の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○要保護・準要保護児童生徒援助費(就学援助)では、支援が必要な児童生徒世帯に対し、学用品費や給食費などを支給しました。	■対象となる児童生徒世帯に対する支援は継続して行う必要があります。

(5)子どもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実	
第二期計画における取組と成果	第三期計画に向けた取組の課題など
○利用者支援(子育て支援コーディネート)事業・基本型として、保護者と市ホームページ及び広報しろいしへの掲載による事業周知のほか、乳幼児健診や地域子育て支援センター事業などに参加して保護者と積極的にコミュニケーションをとり、子育て家庭や妊婦の相談、子育て支援施設・関係機関等を紹介しました。	■認知度が低いことなどにより、相手から直接電話又は来館で相談される件数が少ない状況です。

8. 白石市の子ども・子育て支援の課題

■少子化への対策強化

ここ数年は出生数が大きく減少しており、それにより総人口も減少していくと見込まれています。そのため少子高齢化がより一層進行していくことから、少子化対策は喫緊の課題といえます。

我が国全体で少子高齢化が進行している中での近年の物価高騰などがあり、社会的な要因も子育て世帯の生活に大きな影響を与えています。こうした状況においても、安心して子どもを生み育てていけるよう、様々な子育て支援の取組の充実を図るとともに、地域における子育てへの理解や支え合いの意識の醸成に努めていくことが求められます。

■適切なサービス提供体制の構築

子育て支援サービスによって利用者数に差がみられるため、利用状況に見合った適切な提供体制を構築し、実施時期と合わせて適切な確保方策を設定できるよう努めることが求められます。

特に、放課後児童健全育成事業を始めとした放課後児童対策や時間外保育事業（延長保育）等、近年利用者が増加しているサービスについて、確実にサービスを提供できる体制を構築していくことが重要です。

また、少子化により利用者の減少などがこれまで以上に進行していくと、実施している子育て支援サービスを現在の形で実施することが難しくなることも予想されるため、提供内容や実施体制などについて柔軟に対応できるよう検討していくことも大切です。

■子育てと仕事の両立支援の充実

就労している女性や母親が増加しており、令和2年度の労働力率はこれまでで最も高くなっています。また、子どものいる世帯は減少していますが、子どものいる共働き世帯の割合はあまり減少していません。さらに、保育園や放課後児童クラブの利用数の推移をみると保育需要が大きいことがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、就労している保護者や育児中の保護者が柔軟な働き方を実現し子育てと仕事を両立できるよう、保育事業や多様な預かり事業等の充実を図るとともに、事業者に対して子育て支援への理解促進を働きかけることが重要です。また、家庭や地域など、社会全体で子育てをしていく意識の醸成に努め、親子みんなで支え合い、育ちあっていく環境づくりに取り組んでいくことも大切です。

■子育て世帯のニーズを踏まえた取組の展開

白石市の子育て環境について、子育てしやすい環境だと思う人よりも子育てしやすい環境だと思わない人の方がやや多くなっており、そう思わない理由では「子育て世帯に対する公的な支援の取組」を始めとして、様々な理由があげられていました。

また、自由回答では、経済的な支援や子どもの居場所・一時的な預かり、相談支援・情報提供、遊びや交流の場についての意見が多くあげられていました。

こうした子育て世帯のニーズを踏まえた取組を展開するとともに、取組に対する評価を適切に把握して、より効果的な取組としていくことが重要です。また、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談支援や情報提供の体制を整備していくことも求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では令和3年に「第六次白石市総合計画」が策定され、「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」を目指す将来像として掲げ、市民一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、地域づくりの担い手として活躍するとともに、新たな視点で様々な地域資源・魅力を発見し、育て、高めあうことで、新しい価値を創造し、まちへの誇りと愛着を持って暮らしていくことができるまちづくりを推進しています。

また、第二期計画においては「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念に掲げて、次の世代の担い手である子どもの健やかな成長を地域ぐるみで愛情を持って見守り、支え合い、また子育てと子育て支援を通じて、子ども本人のみならず、保護者や地域で子育てを支える人たちが、ともに成長しあえるまちを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

本計画においては、こども基本法及びこども大綱の考え方である「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こどもまんなか社会』の実現」にも取り組んでいくことが求められます。

そのため、これらの考え方を踏まえ、子どもと保護者、地域のそれぞれがお互いを支え合い、ともに成長していくことで新しい価値を創造し、次代を担う子どもたちが未来に向かって希望を持ちながら安心して住み続けられるまちを目指し、引き続き「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として子ども・子育て支援を推進していきます。

【基本理念】

子ども・親・地域

みんなが育ちあうまちづくり

2. 基本的な視点

本計画では、第二期計画で掲げられた3つの基本的な視点を継承していきます。

- 1 安心して子育てできるまちづくり
- 2 共に支えあう地域づくり
- 3 夢や希望のもてる次代の親づくり

3. 施策体系

【基本理念】 子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり

【基本的な視点】 1 安心して子育てできるまちづくり
2 共に支えあう地域づくり
3 夢や希望のもてる次代の親づくり

【第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

1. 児童人口の推計
2. 教育・保育提供区域の設定
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策
4. 教育・保育の一体的提供と推進体制
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【第5章 次世代育成支援の展開】

1. 地域における 子育て支援の充実	1-1. 地域における保育・子育て支援サービスの充実 1-2. 障がいのある児童に対する施策の充実 1-3. 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実
2. 子どもと保護者 の健康の確保・増進	2-1. 子どもと保護者の健康の確保 2-2. 小児医療の充実
3. 教育環境の整備	3-1. 児童の健全育成 3-2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境 等の整備 3-3. 家庭や地域における教育力の向上
4. すべての子ども と家庭の安全・安心 の確保	4-1. 生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進 4-2. 安全・安心まちづくりの推進 4-3. 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

【第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進】

1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たって
2. こどもの貧困の
解消に向けた
具体的な取組
 - 2-1. 教育・学習支援の充実
 - 2-2. 生活支援の充実
 - 2-3. 就労支援の充実
 - 2-4. 経済的支援の充実
 - 2-5. こどもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計

住民基本台帳の人口データを用いたコーホート変化率法による児童人口の推計結果は以下の通りです。

第2章の人口推計結果では総人口の減少が続くと見込まれていますが、児童人口も同様に減少傾向で推移する見込みとなっています。

(単位:実人数)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	97	93	87	84	81
1歳	97	98	94	88	85
2歳	103	98	99	95	89
3歳	135	105	100	101	97
4歳	117	133	103	98	99
5歳	145	117	133	103	98
6歳	172	143	115	131	101
7歳	200	171	142	114	130
8歳	187	199	170	141	113
9歳	206	184	196	168	139
10歳	210	206	184	196	168
11歳	210	210	206	184	196
合計	1,879	1,757	1,629	1,503	1,396

※各年3月31日時点

※「コーホート変化率法」とは、同じ期間に生まれた人の集団(コーホート)を対象に、過去の実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、既存の教育施設の分布や利用状況、柔軟なサービスの需給調整やサービスの選択などの利便性を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

■教育・保育提供区域

全市で1区域

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

3-1. 認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

■教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定対象以外の子ども	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の4月1日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である子ども	

■白石市内の幼稚園・保育園等

	施設名
幼稚園等	●（公立）第一・第二幼稚園 ●（公立）認定こども園（令和 11 年度開設予定） ●（私立）認定こども園ひかり幼稚園
保育園等	●（公立）南・北・越河・白川・大鷹沢保育園 ●（公立）認定こども園（令和 11 年度開設予定） ●（私立）白石はるかぜ保育園、認可保育所あそびの森、白石みのり保育園、小規模保育所カラーズ、認定こども園ひかり幼稚園、ベビーホームひまわり

※新制度に移行しない幼稚園については、教育・保育給付認定は不要です。

※認可外保育施設等は、保育の必要性「なし」の子どもも含まれます。

※事業所内に勤めている方のお子さんのみを保育する施設は記載を省略しています。

3-2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育等の量の見込みは、国の示す標準的な考え方を踏まえた上で、より地域の実情を反映したものとするため、各事業の利用状況及びニーズ調査結果を踏まえ、事務局及び白石市子ども・子育て会議において調整・審議して最終的な量の見込みを設定しました。

■令和 7 年度

（単位：実人数（人／年））

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)		96	290	46	65	75
確保方策	教育・保育施設	200	383	51	90	100
	地域型保育事業			3	4	5
	認可外保育施設		6	7	7	7
	確認を受けない幼稚園	0				
	計(B)	200	389	61	101	112
過不足(B-A)		104	99	15	36	37

※量の見込み：現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要数

※確保方策：利用定員に加え、利用定員が必要とされる量に不足する場合は整備目標を合わせたもの

※教育・保育施設：幼稚園・保育所・認定こども園等

※地域型保育事業：0～2歳児を対象とした原則定員 19 人以下で実施する保育事業

※認可外保育施設：認可保育所以外で、都道府県の調査を受けている小規模な保育施設

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度の対象としての運営費受給に関する確認を受けない幼稚園

■ 令和 8 年度

(単位:実人数(人/年))

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)		86	260	44	65	71
確保 方策	教育・保育施設	200	383	51	90	100
	地域型保育事業			3	4	5
	認可外保育施設		6	7	7	7
	確認を受けない 幼稚園	0				
	計(B)	200	389	61	101	112
過不足(B－A)		114	129	17	36	41

■ 令和 9 年度

(単位:実人数(人/年))

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)		82	246	41	63	72
確保 方策	教育・保育施設	200	383	51	90	100
	地域型保育事業			3	4	5
	認可外保育施設		6	7	7	7
	確認を受けない 幼稚園	0				
	計(B)	200	389	61	101	112
過不足(B－A)		118	143	20	38	40

■令和10年度

(単位:実人数(人/年))

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)		73	221	39	59	69
確保 方策	教育・保育施設	200	383	51	90	100
	地域型保育事業			3	4	5
	認可外保育施設		6	7	7	7
	確認を受けない 幼稚園	0				
	計(B)	200	389	61	101	112
過不足(B-A)		127	168	22	42	43

■令和11年度

(単位:実人数(人/年))

		1号認定	2号認定	3号認定		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)		71	215	38	57	65
確保 方策	教育・保育施設	75	256	47	62	60
	地域型保育事業			3	4	5
	認可外保育施設		6	7	7	7
	確認を受けない 幼稚園	0				
	計(B)	75	262	57	73	72
過不足(B-A)		4	47	19	16	7

■ 3歳未満児の保育利用率

(単位：実人数(人／年)、%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満児の総数(A)	297	289	280	267	255
確保方策の合計(B)	253	253	253	253	181
保育利用率(B/A)	85%	88%	90%	95%	71%

※ここで言う「確保方策」とは、「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の確保方策の数を指します。(認可外保育施設の利用は含みません。)

3-3. 推進の方向性

1～3号認定は、既存の確保方策(定員数)が量の見込みを上回り、令和3年度以降、待機児童ゼロとなっています。また、対象年齢人口の減少と施設の老朽化により、既存の公立保育園、幼稚園の統廃合を進め、令和11年度の公立認定こども園の創設を予定しています。受入れ人数は、今後の社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ見直します。

第二期計画に引き続き、保育の受け皿を確保するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

4. 教育・保育の一体的提供と推進体制

4-1. 認定こども園に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。保護者の就労の状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、国においても普及に向けた取組が進められています。

本市では、本計画期間中に既存の公立保育園、幼稚園に代わり一つの公立認定こども園の創設を予定しています。また、本市では、令和3年度以降、待機児童ゼロであり、本計画期間中においては教育・保育の量の見込みに対し確保方策は十分であることから政策的な普及は行いませんが、既存の事業者から認定こども園への移行に関する要望があった際は、保育ニーズの変動などを考慮の上、検討することとします。

4-2. 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の推進

乳幼児期の発達は、連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから幼稚園教諭・保育士の役割が極めて重要です。

本市の幼児教育・保育の質の向上を図るため、「幼児教育・保育センター」の設置を目指すとともに専門的な知見や豊富な実践経験を有する「幼児教育アドバイザー」を配置し、経験年数に合わせた研修体制の充実を図ります。併せて、関係各課との連携により、地域の課題に的確に対応する幼児教育・保育の推進体制の充実と活用支援を強化していきます。

4-3. 幼稚園・保育園・小学校の連携、なめらかな接続の取組の推進

就学前の子どもの生活、発達や学びの連続性を踏まえ、「遊びを通した学び」から「教科学習中心の学び」への移行を円滑にするため、創設する公立の認定こども園と私立の保育園、認定こども園が連携し、目指す子ども像の共通認識を図り、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、本市が取り組む「幼保小の架け橋プログラム」※を基に今後も小学校へのスムーズな接続を目指します。

※幼保小の架け橋プログラム…子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことを目指すもの(本市では3歳児から中学校3年生までの期間で位置付け)。

4-4. インクルーシブ保育※の推進

幼児期における集団生活は、様々な人の多様性と出会う機会につながります。ともに育ちあう中で、他者を尊重する思いやりの心を育むことを目指します。

また、日常的に医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子ども、アレルギー対応が必要な子ども、虐待や不適切な養育が疑われる子ども等、個別の状況に応じて特別な支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携しながら適切に対応できる体制整備を図ります。

※インクルーシブ保育…障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが育ちあう保育。

4-5. 子育て支援施設の整備について

「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」(令和6年9月策定)に基づき、既存の公立幼稚園1園及び保育園5園の計6園に代わる公立の「認定こども園」と、「地域子育て支援センター」「障害児通所施設」「ファミリー・サポート・センター」などの子育て支援施設を併設した多機能型の子育て支援拠点施設の整備を目指し、更なる子育て支援の充実を図ります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1. 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように、子ども、保護者及び妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行います。

(単位:か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(A)	2	2	2	2	2
確 保 方 策	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(B)	2	2	2	2	2
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

※1 基本型:当事者の目線に立った寄り添い型の支援である「利用者支援」(身近な場所での相談支援、事業・施設等の利用に関する助言・支援等)と、地域における子育て支援のネットワークに基づく支援である「地域連携」(地域の関係機関などとの連絡調整、地域・社会における資源の育成・開発等)を2つの柱として様々な支援を行います。

※2 地域子育て相談機関:保育所や認定こども園などの子育て世帯にとって身近な場所で、地域の住民からの子育てに関する相談に応じて必要な助言などを行います。

※3 特定型:主として市町村の窓口で子育て家庭などから保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

※4 こども家庭センター型:妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援並びにすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

■今後の方向性

平成 28 年度に開始した基本型においては、子育てに関する相談や助言を行うとともに、関係機関と連携して取組を強化します。

令和 6 年度に設置したこども家庭センターにおいては、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、子どもと子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

〈こども家庭センター〉

令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制のための体制強化などを行うとして、令和 6 年 4 月からのこども家庭センターの設置について市町村に努力義務を課しました。

従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

5-2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、教育・保育の給付に関する認定を受けた時間を超えて保育を行います。

(単位:実人数(人/年))

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	65	61	58	53	52
確保方策(B)	85	85	85	85	85
過不足(B-A)	20	24	27	32	33

■今後の方向性

引き続き延長保育事業を実施するとともに、保護者の延長保育ニーズへの対応を図ります。

5-3. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

また、保護者が安心して就労できる環境づくりに努め、仕事と子育ての両立を支援します。

(単位:実人数(人/年)、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	1年生	83	69	55	63	49
	2年生	93	79	66	53	60
	3年生	78	83	71	59	47
	4年生	69	62	66	57	47
	5年生	44	43	39	41	35
	6年生	29	29	29	26	28
	合計(A)	396	365	326	299	266
確保 方策	人数(B)	470	470	450	450	450
	クラブ数	7	7	7	7	7
	支援単位数	12	12	12	12	12
過不足(B-A)		74	105	124	151	184

■白石市内の放課後児童クラブ

第一児童館放課後児童クラブ、白石第一小学校放課後児童クラブ、第二児童館放課後児童クラブ、大平放課後児童クラブ、福岡放課後児童クラブ、深谷放課後児童クラブ、白川放課後児童クラブ

■今後の方向性

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所づくりのため、今後の児童数の見込みや保護者・地域の意向を踏まえながら既存クラブ又は未設置地区のうち、設置の必要性のある地区への支援をしていきます。

■連携型及び校内交流型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の達成目標事業量

同一の小中学校内などの活動場所において放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施し、両事業の参加児童が交流できるよう、連携型又は校内交流型の実施を検討していきます。

(単位:校)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校数	10	10	10	10	10
連携型	1	1	1	1	1
校内交流型	1	1	1	1	1
その他	5	5	5	5	5

※「その他」は、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室のどちらかのみ実施している学校数

※連携型は、令和6年度時点で、白石第二小学校区で実施

※校内交流型は、令和6年度時点で、白石第一小学校区で実施

■白石市内の放課後子ども教室

白石第一小学校区放課後子ども教室、白石第二小学校区放課後子ども教室、越河小学校区放課後子ども教室

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進を図るには、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとの連携が必要です。

このため、学校区ごとに学校関係者も含めた打合せを開催することとします。

なお、連携型によりプログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるようボランティア等を配置するなど、必要な措置を講じます。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

- ① 令和6年度時点で、放課後児童クラブ6クラブのうち、2クラブ（白石第一小学校放課後児童クラブ、福岡放課後児童クラブ）が小学校の教室、1クラブ（大平放課後児童クラブ）が体育館のミーティングルームを使用しています。専用教室の確保が困難な学校では、体育館や図書室などの利用を促進していくとともに、新たな施設整備も検討します。
- ② 放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、放課後児童対策の実施に当たっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

■放課後児童対策に係る各担当課との具体的な連携に関する方策

こども未来課や生涯学習課などの関係各課で定期的な打合せを行い、実施状況や課題などの情報の共有を図ります。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブの登録に当たり、関係機関と連携を図り、特別な配慮が必要な児童が安心して過ごせる環境づくりを目指します。

放課後子ども教室では、児童の状況や職員体制などを考慮しながら、受入れの調整を図ります。

■地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

本計画の策定に当たって実施したアンケート調査において、放課後児童クラブの平日の終了時間に関する小学生児童保護者の希望は、18 時までが8割台半ばを占めていました。現行の放課後児童クラブの終了時間は18 時～18 時 30 分となっており、おおむね希望されている時間を満たしています。

開始、終了を含めた開所時間は、今後も定期的に利用者へのアンケートなどを行って実態把握に努めますが、当面は現行の開所時間を継続します。

■各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

各放課後児童クラブ支援員などの資質向上に向けた研修会への参加を支援します。

■各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブにおけるプログラムの実施や見守りなどにおいて、地域住民との一層の連携を図ります。

児童にとって最善の放課後の居場所づくりを検討できるよう、各放課後児童クラブの概要や活動内容などの情報を積極的に公開します。

5-4. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病・育児疲れなどの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設や里親の元で子どもを一定期間預かる事業です。

(単位:延べ人数(人日/年)、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		10	10	10	10	10
確保 方策	延べ人数(B)	0	0	0	0	10
	実施か所数	0	0	0	0	1
過不足(B-A)		▲10	▲10	▲10	▲10	0

■今後の方向性

本市には児童養護施設がなく、また、ショートステイ里親もない状況です。近隣自治体との広域調整を図るなどの課題解決に努めながら、実施体制について検討します。

5-5. 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集まり、相互交流をしながら育児不安等に関する相談指導などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。

(単位:延べ人数(人回/月)、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		83	81	78	74	71
確保 方策	月間延べ人数(B)	130	130	130	130	130
	実施か所数	1	1	1	1	1
過不足(B-A)		47	49	52	56	59

■今後の方向性

利用者のニーズに応じた子育て支援施策を展開することで親同士のつながりを深め、子育てに対する悩みや不安を軽減し、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援を図ります。

5-6. 一時預かり事業

■幼稚園型

幼稚園型は、幼稚園において通常の教育時間の後や長期休業中などに、希望する保護者の子どもに向けて実施される預かり保育事業です。

(単位:延べ人数(人日/年)、実人数(人/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		1,336	1,195	1,131	1,017	990
確保 方策	延べ人数(B)	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
	実人数	50	50	50	50	50
過不足(B-A)		2,614	2,755	2,819	2,933	2,960

■幼稚園型以外

幼稚園型以外で実施される未就学児を対象とした預かり保育は、保護者の入院や通院、学校行事への参加、また、育児疲れによる負担軽減などにより一時的に保育を必要とするときに、保育園を利用する保育事業です。

(単位:延べ人数(人日/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		399	371	355	328	316
確保方策(B)		1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
過不足(B-A)		1,521	1,549	1,565	1,592	1,604

■今後の方向性

幼稚園型以外については、利用者ニーズなどの推移を注視し、平成29年度から開始した南保育園での一時預かり事業のほか、様々な保育需要に対応可能な一時預かり事業の実施を検討します。

5-7. 病児・病後児保育事業

病児保育は、当面病状の急変が認められない子どもを、仕事などの事由により保護者などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

また、病後児保育は、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っていないため普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子どもを、仕事などの事由により保護者などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

(単位:延べ人数(人日/年)、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		144	144	144	144	144
確保 方 策	病児・病後児対応型	0	144	144	144	144
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用)	0	0	0	0	0
	合計(B)	0	144	144	144	144
	実施か所数	0	1	1	1	1
過不足(B-A)		▲144	0	0	0	0

■今後の方向性

本事業は、令和6年度時点で実施していませんが、潜在的ニーズは考えられることから、今後、病児・病後児保育事業の実施について検討します。

5-8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

「子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)」が、「子育ての援助に協力いただける方(提供会員)」に子どもを預けたり、送迎の援助を受けたりすることで、地域で助けあいながら子育ての応援をする相互援助活動です。

また、提供会員の自宅以外に、ふれあいプラザ内「プレイルームやんちゃっこ」での預かりも行っています。

(単位:延べ人数(人日/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	未就学児	63	58	55	51	49
	小学1～3年生	116	107	89	80	71
	小学4～6年生	133	127	124	116	107
	合計(A)	312	292	268	247	227
確保 方策	未就学児	90	90	90	90	90
	小学1～3年生	155	155	155	155	155
	小学4～6年生	155	155	155	155	155
	合計(B)	400	400	400	400	400
過不足(B-A)		88	108	132	153	173

■今後の方向性

放課後児童クラブの充実などにより、預かりでの利用は限定的ではありますが、放課後児童クラブや塾等への送迎などを中心としたニーズが一定程度あり、これに対応できる提供会員の確保に努めていきます。

5-9. 妊婦健康診査

妊婦の健康・出産と、子どもの健やかな成長を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

(単位:延べ回数(人回/年))

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	1,010	969	906	875	844
確保方策(B)	1,358	1,302	1,218	1,176	1,134
過不足(B-A)	348	333	312	301	290

■今後の方向性

産科医療機関と連携し、早期の母子健康手帳・妊婦健診助成券交付に努め、妊婦の費用負担を減らすことで、妊婦健診の継続受診を図ります。

5-10. 乳児家庭全戸訪問事業

保健師又は助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4か月までの乳児、小さく生まれた乳児（養育医療対象児）の健康管理や授乳方法、育児等について相談などを行う事業です。

(単位:実人数(人/年))

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	80	77	72	70	67
確保方策(B)	90	90	90	90	90
過不足(B-A)	10	13	18	20	23

■今後の方向性

母子健康手帳交付や妊娠中の相談事業を通し、事業周知を図ります。

遠方に里帰りしている方は、里帰り先の自治体と連携し、早期支援を調整することにより、保護者の不安解消と児童の成長・発達確認に努めます。

5-11. 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化に努めます。

■養育支援訪問事業

（単位：実人数（人／年））

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	26	24	23	21	20
確保方策(B)	30	30	30	30	30
過不足(B-A)	4	6	7	9	10

■今後の方向性

養育支援訪問事業は、日頃から関係機関との連携を密にすることや、母子健康手帳交付時の面接により、養育支援を要する家庭に早期からの支援を開始することにより、保護者の孤立化を防ぎ、虐待予防を図ります。

5-12. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

（単位：延べ人数（人日／年））

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	50	50	50	50	50
確保方策(B)	0	0	0	0	50
過不足(B-A)	▲50	▲50	▲50	▲50	0

■今後の方向性

家庭訪問による継続的個別支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、児童の養育が安定することを目的とし、対象となる家庭が必要なときに利用できるよう実施体制の確保に努めます。

5-13. 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(単位:実人数(人/年))

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	—	—	20	20	20
確保方策(B)	—	—	20	20	20
過不足(B-A)	—	—	0	0	0

■今後の方向性

令和6年2月より、特定非営利活動法人アスイクが公益財団法人日本財団から3年間の運営費の助成を受け、子ども第三の居場所事業を実施し、しろいしきちを開設しました。日本財団からの助成が終了する令和9年度以降は、同事業を本市の児童育成支援拠点事業に移行し、継続実施する予定です。

5-14. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

(単位:実人数(人/年))

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	5	5	5	5	5
確保方策(B)	0	0	0	0	5
過不足(B-A)	▲5	▲5	▲5	▲5	0

■今後の方向性

事業の実施に向けて、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

5-15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談などを実施し、妊婦等の心身の状況や置かれている環境などの把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位:実人数(人/年)、延べ回数(回/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	妊婦の人数	90	87	84	81	77
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	合計面談回数(A)	270	261	252	243	231
確保 方策	こども家庭センター	300	300	300	300	300
	上記以外	10	10	10	10	10
	合計(B)	310	310	310	310	310
過不足(B-A)		40	49	58	67	79

■今後の方向性

妊娠中から妊婦に寄り添い、必要な支援につなぐほか、出産・育児に向けた必要な情報発信に努めます。

5-16. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位:延べ人数(人日/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	宿泊(ショートステイ)型	6	6	6	6	6
	通所(デイサービス)型	15	15	15	15	15
	居宅訪問(アウトリーチ)型	5	5	5	5	5
	合計(A)	26	26	26	26	26
確保 方策	宿泊(ショートステイ)型	10	10	10	10	10
	通所(デイサービス)型	20	20	20	20	20
	居宅訪問(アウトリーチ)型	10	10	10	10	10
	合計(B)	40	40	40	40	40
過不足(B-A)		14	14	14	14	14

※1 宿泊(ショートステイ)型:宿泊により、休養などの産後ケアを実施します。

※2 通所(デイサービス)型:個別又は集団を対象として、病院などへ日中、来所した利用者に対して産後ケアを実施します。

※3 居宅訪問(アウトリーチ)型:利用者の居宅を訪問して産後ケアを実施します。

■今後の方向性

産科医療機関と連携し、育児の助言や休養の必要性など、産婦のニーズの把握に努めます。また、実施施設と連携し、更なる利用に向けた体制整備を図ります。

5-17. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の子どもであって、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に通園できる事業です。

(単位:延べ人数(人日/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み(A)	—	2	2	2	2
	確保方策(B)	—	2	2	2	2
	過不足(B-A)	—	0	0	0	0
1歳	量の見込み(A)	—	1	1	1	1
	確保方策(B)	—	1	1	1	1
	過不足(B-A)	—	0	0	0	0
2歳	量の見込み(A)	—	1	1	1	1
	確保方策(B)	—	1	1	1	1
	過不足(B-A)	—	0	0	0	0

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です

■今後の方向性

令和8年度からの給付制度化に向けて必要受入れ時間数や必要定員数などの検討を進め、受入れ体制の整備に努めます。

5-18. 実費徴収に伴う補足給付事業

生活に困窮する保護者が教育・保育施設などに支払うべき日用品や文房具、副食材料費等に要する費用を助成する事業です。

(単位:延べ人数(人日/年))

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費	240	240	240	240	240
	合計(A)	240	240	240	240	240
確保 方策	日用品・文房具等	0	0	0	0	0
	副食費	240	240	240	240	240
	合計(B)	240	240	240	240	240
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

■今後の方向性

本市では、今後の動向に応じて検討します。

5-19. 多様な主体の参入促進事業

認定こども園や幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園や幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

本市では、施設の再編や民営化に伴い、状況に合わせて取り組みます。

第5章 次世代育成支援の展開

1. 地域における子育て支援の充実

家庭環境や就労形態、ライフスタイルが多様化する中、すべての子どもが健やかに、かつ子どもとともに保護者も地域も互いに成長しあえるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない地域ぐるみの支援と支え合いを推進します。

また、保育サービスや様々な子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

そして、障がいの有無に関わらず、身近な地域で誰もが安心して生活できるよう、情報提供や相談、支援サービスの充実を図ります。

さらに、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関などとの一層の連携と支援の充実を図ります。

1-1. 地域における保育・子育て支援サービスの充実

■施策の方向性

幼稚園、保育園を始めとする教育・保育施設の円滑な利用と運営を図るとともに、地域子育て支援センター、子育て支援サブセンター等を通じて、子育ての中で生じる不安や悩みなどの解消に向けた各種相談・支援を行います。

また、地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて、ファミリー・サポート・センター事業や白石市子育てサポーター養成講座等、地域人材との積極的な協力・連携を推進しながら、地域の保育・子育て支援サービスの充実を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
誕生祝い金・すくすくベビー券贈呈事業	白石市民として誕生した子どもの前途を祝福するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、誕生祝い金・すくすくベビー券としてのデジタルギフトを贈呈します。	子育て支援課
しろいし赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れた保護者などが、外出中に授乳やおむつ交換ができる施設を広くお知らせすることで、子育て世帯が安心して外出を楽しめる環境整備を図り、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。	子育て支援課
ブックスタート事業	6か月児育児相談時に、赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、親子のふれあいの機会を提供します。	社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
保育園運営事業	保育を必要とする児童の保育施設への入所を実施します。 また、家庭や地域社会と連携をとりながら児童の健全な心身の発達を図るとともに、多様なニーズに対応するため公立の認定こども園と多機能型の子育て支援拠点施設の複合化を目指し、子育て支援の更なる充実を図ります。	こども未来課
第3子以降 保育料無料化事業	保護者の経済的負担を軽減することを目的に、保育園在籍児童のうち小学校3学年に在籍する児童から数えて第3子以降の保育料無料化を継続実施します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を行いたい者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）を組織化し、会員間における協力体制を築き、子どもの預かりや送迎の援助などの育児の相互援助を推進します。	子育て支援課
幼稚園の子育て支援	未就園児に幼稚園の園庭・園舎を開放しています。 また、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。	こども未来課
プレイルーム 「やんちゃっこ」による 遊びの場の提供	プレイルーム内には、未就学児用の遊具やベビーベッドなどがあり、子どもの遊びの場、親子のふれあいの場として利用できます。	子育て支援課
こじゅうろう キッズランドの運営	子どもの屋内での遊びや多彩なイベント開催などにより、豊かな心の育成、身体能力の向上及び親子間などの交流の場を提供し、次世代を担う子どもの健全な育成と子育て支援の環境づくりを行います。	子育て支援課
しろいし子育てポータル サイトによる情報発信	市民が安心して子育てできる環境づくりに向けて、本市の子育て支援情報を総合的に掲載し、子育て情報の入手を支援します。	子育て支援課
しろいし子育て ハンドブック 「子育てホッとマップ」 の発行	小学校就学までの子育て世帯が必要とする情報を冊子にし、対象者への配布のほか、しろいし赤ちゃんの駅登録施設に設置することで、地域全体で本市の子育て支援施策の認知度を高め、子育てしやすい環境形成を図ります。	子育て支援課
広報しろいしの発行	「子育て情報」や「健康ひろば」のページなどに子育て支援情報を掲載するとともに、市ホームページやSNSなどを活用して、最新の子育て情報を発信します。	総務課

事業名	内容	担当課
地域子育て支援センター事業	地域の子育てネットワークの中心として他機関との連携を図り、電話や来館などによる相談、子育てサークルの育成支援、子育てについての情報提供等を行います。	子育て支援課
子育て支援サブセンター事業	地域に密着した市内各公民館等、計 13 か所を子育て支援サブセンターとして開設し、子育てに関する身近な窓口として、情報提供や相談を実施します。	子育て支援課
子育てサポーター養成講座	子育て中の親などに対し、子育てやしつけについて、友人のような関係で気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイスを行う子育てサポーターを地域において養成し、子育て支援体制の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育支援チームの整備 (協働教育推進事業)	子育て中の親が抱える孤独な子育て、しつけなどの社会的課題解決のきっかけとなるよう参加型学習を推進し、家庭教育支援チーム(地域ボランティア)の整備と周知・啓発を図ります。	生涯学習課
小学校入学祝い金贈呈事業	少子化対策の推進と保護者等の経済的負担の軽減を図るため、小学校入学時にデジタルギフトを贈呈します。	子育て支援課
子育て支援サービス利用料助成金	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、産後ケア事業等、子育て支援サービスを利用する場合に要する費用を助成します。	子育て支援課
知育絵本贈呈事業	子どもの自発的な読書習慣につながることを願うとともに、絵本を介して親子のコミュニケーションが育まれることを目的として、子どもが1歳6か月となる年度に、子どもの名前や好きなものなどが記載された知育絵本を贈呈します。	子育て支援課
子どもの居場所づくり支援事業補助金	子どもたちの健全育成に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り・育てる機運の醸成を図ることを目的として、地域団体などが行う多様な取組に対して補助を実施します。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
子育て応援自動販売機の設置	子育てと子育て支援を通じて人々がつながり、地域ぐるみで子どもを育むまちづくりを推進することを目的として、「子育て支援推進に関する連携協定」に基づく子育て応援自動販売機の設置を推進します。 子育て応援自動販売機の売上収益の一部を寄附金として受納し、子育て支援の推進に活用します。	子育て支援課

1-2. 障がいのある児童に対する施策の充実

■施策の方向性

障がいのある子どもたちが、地域で自分らしく安心して快適な生活を送れるよう、一人ひとりの状態に応じたサービス提供に努めるとともに、家庭への支援の充実や市民が互いに助けあう地域づくりを目指します。

また、宮城県や関係機関とも緊密に情報共有・連携しながら、施策の展開を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
障害福祉サービス（居宅介護）	障がいのある児童がいる家庭にホームヘルパーを派遣して、介護などの日常生活の支援を行います。	福祉課
特別児童扶養手当給付事業	20歳未満で精神又は身体に障がいのある児童に手当を支給します（所得制限あり・施設入所を除く）。	福祉課
障害児通所事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援として「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を実施します。	子育て支援課
障害児者日中一時支援事業	心身の発達に心配のある児童や障がい者を一定時間預かり、介護療育を行います。	福祉課
障害児福祉手当給付事業	20歳未満で著しく重度の障がいのため常時介護が必要な方に支給します（施設入所者、3か月以上の入院を除く。所得制限あり）。	福祉課

事業名	内容	担当課
心身障害者医療費助成事業	次の方に保険診療の自己負担相当分を助成します（所得制限あり）。 ①身体障害者手帳１・２級、内部障害３級又は療育手帳Ａの交付を受けている方 ②特別児童扶養手当１級の支給対象児童 ③療育手帳Ｂの交付を受け、かつ職親に委託されている方 ④精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方	健康推進課
重度心身障害者移動サービス利用助成事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度障がい者の方に、タクシー基本料金相当額又は自家用自動車燃料費の一部を助成します。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動に困難のある障がい児に対して外出のための支援を行い、地域での自立生活を支援します。	福祉課
発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業	障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進します。 また、すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやかファイル」の活用を啓発します。	学校管理課

1-3. 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

■施策の方向性

児童虐待に対する相談が複雑かつ重層化する中、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告を受けた場合には、子どもの安全確認や子育て相談などによる支援を行います。その内容や緊急性に応じて、より専門的な支援が可能である児童相談所との連携を図ります。

また、白石市要保護児童対策地域協議会を中心に、白石市子ども・子育て会議などと連携しながら、虐待防止やヤングケアラーへの支援等、子どもの権利擁護を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
白石市要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、地域、関係機関、関係団体が連携しながら援助し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るための子どもを守るネットワークです。	子育て支援課

2. 子どもと保護者の健康の確保・増進

妊娠前から妊娠期、出産、その後の子育てまで、母子保健に関する施策とも連携をとりつつ、切れ目ない情報提供や相談・支援事業の充実を図ります。

また、健診・検診を始めとする疾病予防や食育に関する取組を推進するとともに、健診の機会や講演会、グループワーク等を通じて、ライフステージに応じた適切な情報提供と相談・支援を行います。

加えて、医療費助成を始め、子どもが適切な医療を受けられる環境づくりを進めるとともに、医療機関などと連携し、安心できる医療体制の確保を目指します。

2-1. 子どもと保護者の健康の確保

■施策の方向性

子どもが誕生する前から成長するまでのきめ細やかな支援と親子の健康確保を図るため、母子保健事業と地域子ども・子育て支援事業との連携のもと、各種健診や相談事業、訪問指導等、専門的な情報提供と相談支援を実施します。

また、育児の悩みや不安、ストレスの解消に向けて、サロン活動や遊びの教室などの諸活動の充実を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
母子健康手帳交付	保健師が個別面接で相談を受けながら交付します。今後に向けては、予約受付の利便性向上を図るとともに、栄養士との連携により不安や悩みの早期対応の強化を図ります。	健康推進課
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票(助成券)を交付し、医療機関に委託して健康診査を実施します。	健康推進課
妊婦さんと赤ちゃんのサロン	妊婦、産婦とそのお子さん(4か月頃まで)と、助産師・保健師・栄養士が妊娠・出産・育児等について、お話ししながら過ごすサロンです。希望の方には、個別相談も行います。	健康推進課
乳幼児相談	個々の不安を解消するために、育児に関して個別に相談を実施します。	健康推進課
養育支援訪問事業 (訪問指導事業)	妊娠・出産・育児について、不安を抱える家庭及び児の健康や心身の発達に何らかの問題を抱える家庭などに対して家庭訪問を実施し、養育の支援を実施します。	健康推進課

事業名	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・未熟児・新生児 訪問指導事業)	産婦・新生児に対して、助産師・保健師 が家庭訪問し、子どもの発育・発達の確認 と育児に対する相談・支援を行います。 産後の育児不安、産後うつ病の予防や対 応を目的に、エジンバラ産後うつ病質問用 紙票による聞き取りを行います。	健康推進課
乳児一般健康診査	2か月児、8～9か月児健康診査無料受 診券を交付し、医療機関で健康診査を実施 します。	健康推進課
乳幼児健康診査	診察・身長体重測定・個別相談や健康教 育を行います。	健康推進課
電子母子手帳サービス 「しろいし子育て応援 アプリ」	スマートフォン、PC、タブレット端末 において、子の成長記録、予防接種スケジ ュール管理、健康診査等の通知、子育て情 報の配信等を受けることができる無料ア プリを提供します。	健康推進課
産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安がある などの支援が必要な方を対象に、心身のケ アや育児のサポートなどを宿泊、通所、訪 問などによって行います。	健康推進課
遊びの教室	各種健診・相談等において、発達の経過 観察が必要な乳幼児や育児不安を抱える 保護者などを対象として親子遊び、個別相 談等を行います。	健康推進課
食育の推進	白石市食育推進プランに基づき、食育の 推進を行います。	健康推進課 農林課 学校管理課 生涯学習課 こども未来課

2-2. 小児医療の充実

■施策の方向性

子どもたちの健やかな成長のため、子ども医療費の助成を継続実施します。
また、心身に障がいのある子どもに対して、医療費の助成を行います。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業	子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します(所得制限なし。入院・通院ともに18歳到達後の最初の3月31日まで)。 県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。	健康推進課
未熟児養育医療費助成事業	母子保健法の規定に基づく養育医療の給付を実施する事業で、医療の必要な未熟児に対して助成します。	健康推進課
心身障害者医療費助成事業 【再掲】	次の方に保険診療の自己負担相当分を助成します(所得制限あり)。 ①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級又は療育手帳Aの交付を受けている方 ②特別児童扶養手当1級の支給対象児童 ③療育手帳Bの交付を受け、かつ職親に委託されている方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	健康推進課

3. 教育環境の整備

家庭、学校、地域が連携し、保護者の就労支援と、子どもたちの放課後の安全な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの運営と事業内容の向上に努めます。

また、子どもたちが安心して学び活動できるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行える教育環境づくりを進めるとともに、不安や悩みを、子どもだけでなく保護者も気軽に相談できる体制の整備を通じて、子どもたちがのびのびと心豊かに育つ支援を行います。

そして、家庭や地域の教育力向上に向けて、適切な情報提供を行うとともに、地域の様々な主体と連携し、様々な体験・交流機会を提供することで、子どもたちの健全な心と体づくりに努めます。

3-1. 児童の健全育成

■施策の方向性

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所の確保に向けて、子どもの視点に立ち、地域の多様な人材と連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の円滑な運営を図ります。

また、年齢や発達程度に応じて様々な体験ができるよう、近隣市町村や地域間の連携のもと、豊かな生涯学習環境づくりを始め、人材育成や遊び場、活動の場の提供を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
放課後児童対策の推進	放課後児童対策を計画的に推進するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みに対する確保に取り組むとともに、子どもたちが安全・安心に過ごせる生活の場と適切な遊びを提供し、その健全な育成を図ります。また、放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）についても各種整備を推進します。 その際、既存の学校施設などの活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型又は校内交流型による実施、未開設小学校区での地域の実情に応じた子どもの居場所づくり等も検討し、担当課が連携して取り組みます。	こども未来課 生涯学習課

事業名	内容	担当課
児童館運営事業	児童に遊びの場を提供し、遊びを通じて地域・世代間の交流や地域における子育て支援を行い、児童の健やかな育成を図ります。 また、児童館運営事業者との定期的な情報共有の場を設け、効果的な事業展開を検討します。	こども未来課
アテネ絵本コーナーの設置	情報センター内に絵本、大型絵本、紙芝居、DVDを配架するコーナーを設け閲覧や貸し出しを行うとともに、読み聞かせをすることができるスペースを設置し、幼少期から親子で読書に親しむことができる環境づくりを行います。	図書館
図書館文化事業	読み聞かせボランティアによる「おはなしひろば」や保育園、幼稚園、小学校に向いて行う「出前読み聞かせ」「ブックトーク」等を実施し、幼少期から本に親しむことができる機会を提供することにより、豊かな心、たくましく生きる力を育み、成長とともに得られる文化意識の基礎の充実に努めます。 また、読み聞かせボランティアの継続的な確保と資質の向上に向けて、新規ボランティアの獲得や技術・知識の継承などに努めます。	図書館
AZ9パスポート利用	仙南2市7町の児童生徒が、土・日・祝日に仙南広域圏の指定された生涯学習施設などを無料又は安価で相互利用できるパスポートを発行し、余暇における生涯学習の推進を図ります。	まちづくり推進課
ホワイトキューブ	児童生徒を対象に、技術の向上と心身の健全な発達を助長することを目的として、各種スポーツ教室を実施します。	まちづくり推進課
子どもリサイクル教室	物を大切に作る心を育むとともに、リサイクル活動の推進を図るため、子どもリサイクル教室を開催します。	環境課
古典芸能伝承の館碧水園	子どもを対象とした古典芸能の伝承に関する各種活動を実施します。また、継続的な活動参加を希望する児童生徒への対応を検討します。	碧水園

事業名	内容	担当課
わんぱく教室	学校教育外において、小学校高学年を対象に、キャンプ・レクリエーション等の体験学習を行い、児童の健全育成を図ります。 また、地域の資源を活かして愛着の醸成を図ります。	生涯学習課
ジュニア・リーダー育成事業	子ども会や児童館・公民館等で、市内の児童が楽しく、そして活発な活動ができるようにサポートする中学生・高校生をジュニア・リーダーとして育成します。	生涯学習課
知育絵本贈呈事業 【再掲】	子どもの自発的な読書習慣につながることを願うとともに、絵本を介して親子のコミュニケーションが育まれることを目的として、子どもが1歳6か月となる年度に、子どもの名前や好きなものなどが記載された知育絵本を贈呈します。	子育て支援課

3-2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■施策の方向性

豊かな人間性を育む「心の教育」を推進するとともに、家庭・学校・関係機関等と連携していじめや不登校の早期発見・早期対応、子どもの自死対策等に取り組みます。

また、子どもたちの学習意欲を高め、生きる力を身につける教育の実践や生徒指導の充実を通じて、良好な学校教育環境づくりを推進します。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、子どもの健全な精神や肉体を育み、次世代を安心して預けられる人間性の育成を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	特色ある学校づくりに向けて、学校の実情や地域社会の実態を考慮して自校研究主題を設定し、児童生徒の豊かな心を育むための活動を創意工夫して取り組みます。 また、学校運営協議会や学校評議員会制度を通じて、地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処します。	学校管理課

事業名	内容	担当課
情報教育の推進	児童生徒へのパソコン配置、インターネット接続環境、校内LAN及び学習ソフトウェアの充実等を通じて、情報教育環境の整備充実を図ります。 また、情報教育を担う人材の育成を推進するとともに、学校のニーズに応えながらすべての学校における授業でのICTの活用を一層推進します。	学校管理課
ニュースポーツ推進事業	小学校や公民館を対象とした移動教室のほか、各種大会を通じて誰でも気軽に楽しめるニュースポーツを紹介し、幅広い年代にスポーツ活動の機会を提供します。	生涯学習課
青少年相談センター事業	不登校、学校での人間関係、問題行動、家庭の問題、いじめ、非行等の相談を、電話や来所により受け付けます。	学校管理課
いじめ問題対策	年3回「白石市小・中学校いじめ・不登校担当者会」を開き、いじめ問題に関する情報共有、連携を図っています。 また、いじめ防止大会を開催し、いじめ未然防止の意識を地域にも発信します。さらに、宮城県教育委員会が実施するスクールロイヤー活用事業の利用促進を図ります。	学校管理課
発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業 【再掲】	障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進します。 また、すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやかファイル」の活用を啓発します。	学校管理課

3-3. 家庭や地域における教育力の向上

■施策の方向性

地域の人々との交流を通じた児童の健全育成や子育て家庭の支援を推進します。

また、世代間交流や食育の実践などを通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する意識の醸成を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
環境浄化活動	有害図書、ビデオ等、自動販売機設置場所や台数を調査し、関係機関と連携して撤去運動を行います。 また、関係機関と協力した有害広告物撤去活動の実施や、インターネット上の有害広告閲覧やSNS使用についての指導強化を図ります。	学校管理課
食育の推進 【再掲】	白石市食育推進プランに基づき、食育の推進を行います。	健康推進課 農林課 学校管理課 生涯学習課 こども未来課
みらい子育てネット (母親クラブ)	世代間交流や児童養育活動、児童の事故防止のための活動やその他児童福祉の向上に寄与する活動等を支援します。	こども未来課
スポーツ施設の使用料の減免	白石市スポーツ少年団の利用や市内中学校・高校が部活動で利用する場合などに利用区分に応じた減免(2割~10割)を実施します。	都市創造課
家庭教育支援チームの整備 (協働教育推進事業) 【再掲】	子育て中の親が抱える孤独な子育て、しつけなどの社会的課題解決のきっかけとなるよう参加型学習を推進し、家庭教育支援チーム(地域ボランティア)の整備と周知・啓発を図ります。	生涯学習課

4. すべての子どもと家庭の安全・安心の確保

子どもや子ども連れの親が安全に安心して生活できるよう、道路交通環境や公園、住宅等の整備を進めるとともに、バリアフリー化などに努めます。

また、地域と連携し、子どもだけでなく地域の大人と一体となった交通安全意識の向上と、防犯意識の高揚を図ります。

そして、男女共同参画の考えのもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発や支援を行います。

さらに、経済的問題やことばの問題など、様々な困難を抱える子育て家庭に対して、情報提供・相談を行うとともに、サービス利用に向けた支援を行います。

加えて、子育て支援に関しては、問題が多重的なケースもみられることから、関係部署や関係機関が連携し、切れ目ない支援につなげます。

4-1. 生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

■施策の方向性

本市では、平成21年度より毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会とするとともに、ワーク・ライフ・バランスの趣旨の理解促進や実現を図っています。また、共働き世帯が多い現状を踏まえた仕事と子育ての両立につながる支援の充実や、男性の家事や子育てへの参画の促進に取り組みます。

さらに、男女共同参画事業を始めとする各種事業や取組を通じて、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の促進を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
白石市「家庭の日」推進事業	毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、毎日をともに過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさを見直すための活動を行います。	生涯学習課
男女共同参画推進事業	「白石市男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、男女があらゆる分野や様々な場面でその能力を発揮し、性別に関わらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重しあい、ともに支え合いながら、誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、男女共同参画社会基本法に定められた「男女共同参画社会の形成」の実現に向けた施策を推進します。	企画政策課

事業名	内容	担当課
DV・ハラスメント相談	こども家庭センターに相談員を置き、配偶者などからの暴力（DV）、ハラスメント等の問題に悩む方を包括的にサポートします。 また、DV被害者の緊急一時保護及び自立のための支援活動を行います。	子育て支援課

4-2. 安全・安心まちづくりの推進

■施策の方向性

交通安全活動や巡回活動などを地域が一体となって実施するとともに、しろいし安心メールなどを積極的に活用し、子どもたちを事件や事故、災害等から守る取組を推進します。

また、安心して子育てできる環境づくりに向けて、安全な道路環境整備や公園の適正な維持・管理、ゆとりある住環境づくり等、生活環境全般の充実に取り組みます。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
防犯体制の充実	防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、全市的な防犯機運の醸成を図るとともに、自主的防犯組織の充実強化、防犯キャンペーンの実施、防犯灯のLED化等により犯罪の起こりにくい環境を整備し、市民が安心して暮らせる生活環境の実現に努めます。	危機管理課
遊具の適切な管理・更新	定期点検により遊具の安全を確保するとともに、老朽化した遊具の計画的な更新を行います。	都市創造課
しろいし安心メール	電子メールを使用して、災害情報や防犯情報、白石市からのお知らせを配信します。 ※要登録	危機管理課
安全な教育施設設備の整備及び教育施設設備の適切な管理	保育園5園、幼稚園1園、小学校10校、中学校5校について、適切な維持管理、整備を行います。	学校管理課 こども未来課
幼児交通安全教室	市内の幼稚園・保育園において、交通指導隊と地域交通安全推進委員の協力のもと交通安全教室を実施し、幼児の交通安全意識の向上を図ります。	危機管理課

事業名	内容	担当課
幼年消防クラブの育成	市内の全市立保育園5園、私立認定こども園1園に結成されており、幼年期からの防火意識の向上を図ります。	危機管理課
新入学児童の交通安全指導	市内各小学校の一日体験入学時に、交通安全協会の協力のもと、交通安全あいうえお表やチラシなどの啓発グッズの配布を行います。	危機管理課
市道改良整備事業	子どもたちが安全に通行できるよう、道路の拡幅や舗装工事を実施します。	建設課
白石市危険ブロック塀等除却事業	通学路などに面した危険なブロック塀等の除却に要する費用を助成するとともに、住民の意識向上を図るため広報及び啓発に努めます。	建設課
スクールパトロール (通学路巡視)	児童生徒の登下校時に通学路の巡回及び交差点などに立つことで、児童生徒の安全を見守ります。また、関係機関との連携強化を図ります。	学校管理課
市内小中学校交通安全教室	市内の小中学校において、交通指導隊員による交通安全教室を実施します。	危機管理課
街頭巡回指導	青少年相談センター相談員が2名1組となり、子どもたちの下校時間帯以降や塾の帰り時に、市街地や大型店舗、たまり場になりやすい公園等での巡回指導や、愛のひと声を掛けます。 また、街頭巡回指導の意義についての周知に努めます。	学校管理課
白石市営住宅 第3子優先入居制度	市内7団地において、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を、一般世帯に先立ち募集します。	建設課
子育て応援住宅 入居者向け 定住促進補助制度	子育て応援住宅を退去後3年間以内に白石市内に住宅を取得した世帯に補助金の交付を行い、定住を支援します。	建設課

4-3. 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

■施策の方向性

障がいのある子どもや外国籍の子どものいる家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、様々な困難を抱える家庭に対して、情報提供や相談・支援等、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭、父又は母に重度の障がいがある家庭、親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です（心身に一定の障がいがある児童は20歳未満）。 公的年金や所得による制限があります。	子育て支援課
母子・父子家庭医療費助成事業	母子家庭の母親又は父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」）を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します（所得制限あり）。	健康推進課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母及び父に対し、就職に結びつきやすい看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するための養成機関に就学する期間中の生活費の負担軽減を図ることから、給付金を支給します。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の母及び父に対し、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など、就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、受講に支払った費用の一部として給付金を支給します。	子育て支援課
外国籍の子どもサポーター	（公財）宮城県国際化協会の派遣を受け、学校との意思疎通及び日本語学習支援、教科学習支援を行い、外国籍の子どもをサポートします。	学校管理課

第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たって

こどもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困を解消するとともに将来の貧困も防ぎ、貧困により子どもがその権利利益を害されることがない社会の実現を目指しています。

そのため、子ども及びその家族に対して教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に取り組むことや、貧困の状況にある親の妊娠・出産時から子どもが大人になるまで切れ目なく支援を行うこと、貧困がその家族の責任に係る問題だけでなく社会的な要因があることへの国民の理解を深めること等が必要とされます。

また、国や県、町だけでなく、関係する機関なども含めて、それぞれの密接な連携の下に、総合的な取組として実施されることも重要とされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や大綱、こども大綱の基本的な考え方を踏まえ、本市においても子どもとその保護者に対して、実態に応じた切れ目のない適切な支援を行い、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進していきます。

2. こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

2-1. 教育・学習支援の充実

■施策の方向性

すべての子どもが家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生や大学生などへの修学支援等を切れ目なく行います。また、学校やスクールソーシャルワーカー、地域の関係団体等と連携して、苦しい状況にある子どもを早期に把握して支援につなげる体制の構築を目指します。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
家庭教育支援チームの整備 (協働教育推進事業) 【再掲】	子育て中の親が抱える孤独な子育て、しつけなどの社会的課題解決のきっかけとなるよう参加型学習を推進し、家庭教育支援チーム(地域ボランティア)の整備と周知・啓発を図ります。	生涯学習課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課 (社会福祉協議会)

事業名	内容	担当課
白石市奨学資金貸付	向学心にもえる優秀な学生が、経済的事由により学資支弁が困難なとき、希望者に奨学資金を貸し付けることで就学を可能にし、有能な人材の育成を図ります。	学校管理課

2-2. 生活支援の充実

■施策の方向性

貧困の状況にある子どもたちが社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり、住宅支援等、子どもと保護者がともに安心して過ごせる生活基盤の充実を図ります。

また、子どもやその保護者の健康づくりと良好な生活習慣の確立に向けて、関係機関などと連携しながら適切な支援と啓発を推進します。

さらに、こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、多様な主体との連携・協働による社会の理解促進に努めます。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
生活保護事業	病気や障がい、思いがけない事故等、様々な事情により真に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた適正な援助・指導を行います。	福祉課
生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮世帯等を対象に就労相談などを行い、生活の安定を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会)
子ども第三の居場所事業	子どもにとって居心地のいい新たな拠点(しろいしきち)を設置し、困難を抱える子どもへ生活習慣の形成や食事提供、保護者へのサポートを行います。	福祉課 (社会福祉協議会・NPO法人アスイク)
子どもの学習・生活支援事業 【再掲】	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課 (社会福祉協議会)

2-3. 就労支援の充実

■施策の方向性

生活困難層の家庭が、安定的な経済基盤を確保し、自立した生活を送れるよう、ハローワークなどと広域的な連携を図りつつ、就労及び職業生活の安定と向上のための支援に努めます。

また、就職に結びつきやすい資格の取得等に向けた給付など、就労に向けた各種支援の充実や、ワーク・ライフ・バランスの実現、ひとり親家庭を含めた生活が困難な状態にある家庭に対する就労支援にも取り組みます。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立促進支援事業 【再掲】	生活困窮世帯等を対象に就労相談などを行い、生活の安定を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会)
高等職業訓練促進給付金事業 【再掲】	ひとり親家庭の母及び父に対し、就職に結びつきやすい看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するための養成機関に就学する期間中の生活費の負担軽減を図ることから、給付金を支給します。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付事業 【再掲】	ひとり親家庭の母及び父に対し、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など、就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、受講に支払った費用の一部として給付金を支給します。	子育て支援課

2-4. 経済的支援の充実

■施策の方向性

子育て家庭が安定した生活を送れるよう、医療費助成を始め、小口の生活資金貸付や児童扶養手当等、様々な支援制度などの周知の強化を図るとともに、それらの支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高め、必要とされる支援の利用促進に努めます。また、必要に応じて、適切に家計の管理を行えるような支援・助言等を実施します。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業 【再掲】	子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します(所得制限なし。入院・通院ともに18歳到達後の最初の3月31日まで)。 県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。	健康推進課
母子・父子家庭医療費助成事業 【再掲】	母子家庭の母親又は父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」)を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します(所得制限あり)。	健康推進課
児童扶養手当給付事業 【再掲】	ひとり親家庭、父又は母に重度の障がいがある家庭、親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です(心身に一定の障がいがある児童は20歳未満)。 公的年金や所得による制限があります。	子育て支援課
生活困窮者自立促進支援事業 【再掲】	生活困窮世帯等を対象に就労相談などを行い、生活の安定を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会)
子どもの学習・生活支援事業 【再掲】	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課 (社会福祉協議会)

事業名	内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒 援助費（就学援助）	生活保護受給者又は生活保護に準じる程度に生活が困窮している児童生徒世帯に対し、学用品費や給食費などを支給します。支給額は定額又は実費（費目により上限額あり）となります。	学校管理課

2-5. こどもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実

■施策の方向性

こどもの貧困に関する支援団体や関係機関同士の交流・連携を促し、支援体制の強化を図るとともに、相談窓口や支援制度の内容などが当事者に的確に伝わるよう、情報発信手法の強化・充実を図ります。

■具体的施策

事業名	内容	担当課
利用者支援（子育て支援 コーディネート）事業・ 基本型	子育て家庭や妊娠している方が幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談者の個別事情に寄り添い、相談内容にあった子育て支援施設・関係機関等を紹介するお手伝いをします。	子育て支援課
子どもの居場所づくり 支援事業補助金 【再掲】	子どもたちの健全育成に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り・育てる機運の醸成を図ることを目的として、地域団体などが行う多様な取組に対して補助を実施します。	子育て支援課

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1-1. 多様な主体との連携・協働

子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援や健やかな成長を、地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や宮城県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、市民や地域、子育て支援に携わる事業者、関係機関等が参加する「白石市子ども・子育て会議」などを活用しつつ、連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討などが行える体制づくりが重要となるため、「白石市子ども・子育て支援（子どもの貧困対策）庁内連絡会」において子育て支援及び児童福祉に限らず、保健、医療、教育、まちづくり等の様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携・協力体制の強化に努めます。

1-2. 計画の周知

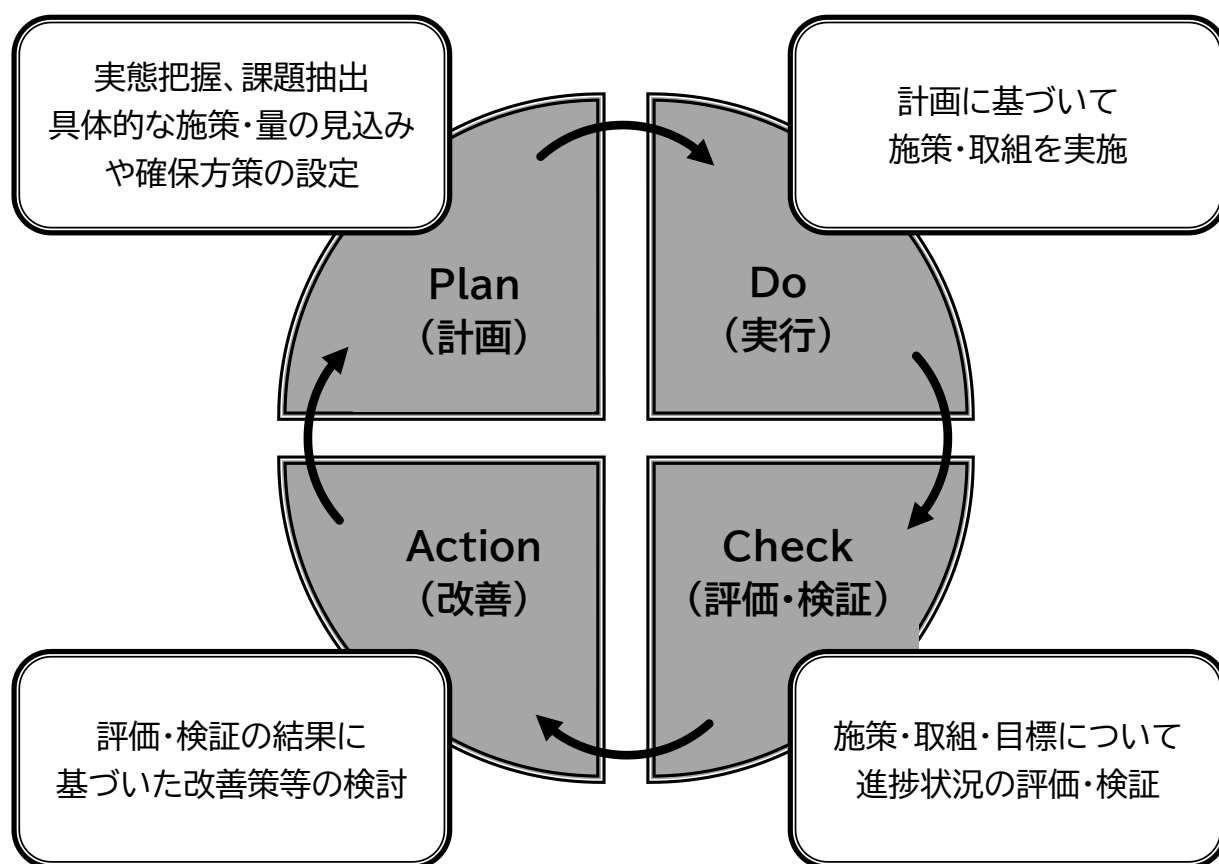
本計画をより実効性の高いものとしていくためには、社会全体で子どもを育てるという意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。

そのため、市民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性などについて、本市広報紙やホームページなどを活用して積極的に周知を図ります。また、市の子育て支援サービスを活用することで子育ての負担軽減などにつながるよう、利用者視点での情報発信・提供に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、庁内の関係各課を中心として計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、市民や事業者、関係機関・団体等の代表により構成する「白石市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策などの改善・調整等を行います。



資料編



1. 白石市子ども・子育て会議設置条例

○白石市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月21日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、白石市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和5年3月10日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 白石市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	役職	選出区分	備考
1	佐々木 とし子	しろいし母親クラブ	会長	その他市長が 適当と認める者	会長
2	佐藤 秀行	白石市議会	厚生文教 常任委員会 委員	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	副会長
3	菊地 忠久	白石市父母教師会 連合会	会長	子どもの 保護者	
4	大野 悠紘	白川保育園父母の会	会長		
5	佐藤 淑未	第二幼稚園保護者会	会長		
6	小林 聖一	株式会社 ミドリテクノパーク	経営管理室 室長	事業主を 代表する者	
7	小関 涼	連合宮城仙南地域 協議会白石地区会議	事務局長	労働者を 代表する者	任期：令和6年 4月1日～令和 7年1月31日
	加藤 雅也		事務局長		任期：令和7年 2月1日より
8	榎本 由香	学校法人風間学園 認定こども園 ひかり幼稚園	主任	子ども・子育て 支援に関する 事業に 従事する者	
9	大庭 美香	第二幼稚園	園長		
10	佐々木 淳子	社会福祉法人 はるかぜ福祉会 白石はるかぜ保育園	園長		
11	齋 あゆみ	白川保育園	園長		
12	鈴木 順子	白石市教育委員会	教育委員	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	

3. 計画策定の経過

年月	事項	内容
令和6年 6月6日	第三期計画策定の 諮問	・第三期計画策定を白石市から白石市子ども・子育て て会議へ諮問
	令和6年度 第1回 白石市子ども・子育て 会議	・第三期計画の策定について ①子ども・子育て支援事業計画の概要 ②ニーズ調査票（案） ③今後のスケジュール
令和6年 7月	子ども・子育て支援 事業に関するニーズ 調査の実施	・就学前児童保護者及び小学生児童保護者を対象と して実施
令和6年 10月10日	令和6年度 第2回 白石市子ども・子育て 会議	・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 ・第三期計画の骨子案 ・第三期計画策定に向けた今後のスケジュール
令和6年 11月～	関係各課による 第三期計画素案の検討	・関係各課での素案内容検討・調整
令和6年 11月26日	令和6年度 第1回 白石市子ども・子育て 支援（子どもの貧困対 策）庁内連絡会	・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 報告 ・第三期計画の素案 ・パブリックコメントの実施 ・第三期計画策定に向けた今後のスケジュール
令和6年 12月18日	令和6年度 第3回 白石市子ども・子育て 会議	・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 報告 ・第三期計画の素案 ・パブリックコメントの実施 ・第三期計画策定に向けた今後のスケジュール
令和7年 1月	パブリックコメント の実施	・第三期計画（素案）への意見募集
令和7年 1月28日	令和6年度 第2回 白石市子ども・子育て 支援（子どもの貧困対 策）庁内連絡会	・パブリックコメントの結果報告 ・第三期計画の最終案 ・第三期計画の概要版 ・第三期計画策定に向けた今後のスケジュール
令和7年 2月14日	令和6年度 第4回 白石市子ども・子育て 会議	・パブリックコメントの結果報告 ・第三期計画の最終案 ・第三期計画の概要版 ・第三期計画策定に向けた今後のスケジュール
令和7年 3月13日	第三期計画策定の答申	・第三期計画策定を白石市子ども・子育て会議から 白石市へ答申
令和7年 3月	第三期計画の決定	

第三期白石市子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度

発行：白石市 保健福祉部 子育て支援課
〒989-0292
宮城県白石市大手町1番1号
TEL:0224-26-8836